

官報

号外 昭和四十八年三月七日

第七十二回 参議院會議録第八号

昭和四十八年三月七日(水曜日)
午前十時十三分開議

○議事日程 第八号

昭和四十八年三月七日
午前十時開議

第一 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 国務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度地方財政計画について)

第三 地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、故議員水口宏三君に対し弔詞贈呈の件
- 一、故議員水口宏三君に対する追悼の辞
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第四まで
- 一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一

昭和四十八年三月七日 参議院會議録第八号 請暇の件 故議員水口宏三君に対し弔詞贈呈の件

部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。この際、おはかりいたします。

小平芳平君から海外旅行のため来たる十二日から三十二日間請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 議員水口宏三君は、去る一日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、同君に対し、院議をもって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は議員水口宏三君の長逝に対しましてつしんで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます。

故議員水口宏三君に対し弔詞贈呈の件

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(河野謙三君) 高田浩連君から発言を求められております。この際、発言を許します。高田浩連君。

〔高田浩連君登壇、拍手〕

○高田浩連君 三月一日午後三時十分過ぎのことです。水口宏三君は、本院議員面会所前で、請願陳情の列を前にして演説をされておりました。熱のこもった演説でございました。突如、声が細り、君のからだはくずれて倒れられました。君の生命の火が消えたのは、それから間もなくのことでありました。

急の知らせを受けて私がかげつけたとき、君のからだは院内医務室のベッドの上に横たわっていました。しかし、それはすでにもの言わぬ君でありました。あまりにも突然のできごとで、哀切悲痛のきわみでありました。

私は、ここに、同僚議員各位のお許しを得、本院を代表して追悼のことは申し述べたいと思っております。

水口君は、大正三年七月、都内本郷に生まれられ、東京府立高等学校を経て東京帝国大学農学部に入られました。昭和十三年、卒業とともに農林省に入られ、自來、十三年間、農林行政に専念されました。

この間、終戦直後の昭和二十一年には、当時はいはいとして起こった労働運動の先頭に立ち、いち早く同志とともに全農林職員労働組合を結成して初代委員長に選ばれ、次いで、全官公職員労働組合の初代委員長にも就任されました。時に君は若冠三十一歳。そして、翌年のいわゆる二・一ゼネスト問題に際しては、その中心的指導者となられたのであります。

さらに、二十七年には、農林省食品課長の職を退き、農林事情研究会を結成して農村問題に取り

組まれ、次いで、二十九年には、憲法擁護国民連合の事務局長に就任して護憲運動を推進、三十四年には、安保改定阻止国民会議事務局長に就任されて、六〇年安保闘争のリーダーとして活躍されました。また、三十七年には、内閣臨時行政調査会の専門委員となり、行政制度の改革のため尽瘁されました。

君は、この多忙な中で、「六〇年安保闘争史」など、あなたの著書も残されております。

この献身的な活躍は、君の人柄と相まって、広く人の信頼と期待を集めることとなり、一昨年の参議院議員通常選挙にあたり、推されて全国区から立候補され、みごと当選の栄を得られました。

君は、当選の直後、立候補した目的と今後の抱負を、こう語っておられました。「私は二つの目的をもって立候補いたしました。その一つは、長年憲法問題に携わってきたので、わが国の安全保障問題についてじっくりと取り組みたい。その二つは、私は公務員出身であり、その労働組合の設立にも関与したので、わが国の行政制度の改革を抜本的に検討したい。」と。

かくて、本院においては、終始、内閣委員会に席を置かれ、その理事として委員会の運営に携われる一方、一貫して、真摯かつ熱心に審議に当たられました。長年の研さんと実践を通じて体得された豊富な知識と、卓越した識見に基づき、現実を見詰め、現実の中から問題を的確に把握して論議を展開され、その風格は独特のものであります。

特に、安防衛問題については、流動する国際情勢の推移に伴って派生するものもろの問題をとらえ、時にきびしく政府を追及し、また、広く行政制度のあり方について鋭く究明するなど、たんなるな質疑を通じて成果をあげられました。また、決算委員会での活躍も、鋭い分析による質疑であったと承っております。君の、この活躍ぶりは、国会の會議録が雄弁にこれを物語っております。

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

また、君の属する日本社会党での党活動におき

ましても、国会対策委員のほか、外交防衛問題委員

会、労働基本権確立特別委員会、社会主義理論

委員会、その他、数多くの委員会の委員として精

力的に活躍され、すぐれた業績を残されたこと承

っております。

かくて、君は、当選後、日は浅かったにかかわ

らず、残された御功績は、まことに大きかったの

であります。

君は、笑みをたたえる温顔の中に、強い正義感に

あふれ、身を持すること清廉、辺幅を飾らず、信

ずる道を一筋に邁進する信念の人でありました。

しかも、何の気負いもなく、また、てらいもない

独特の風格を持っておられました。まさしく、大衆

の代表者として、政治家水口君の面目と魅力であり

ました。君は、平素、心臓と肝臓が悪いと健康を気に

しておられました。昨年の通常国会終了後、しばらく

入院の上、検査と静養につとめられたのはそのため

でありました。その後、いたく元気で、いや、だ

いじょうぶのようですよと笑っては、席のあた

たまるいとまもなく東奔西走しておられた昨今ご

ざいしました。

急逝されたその日も、宮城県知事選挙の応援

から帰京されたばかりで、党の勉強会に出席、さ

らに、その席から議員面会所にかけて、演説の

さなか、赤だすきをかけた姿のまま倒れて、五十

八年の生涯を閉じられたのであります。あらため

て、政治家の生活のきびしさや人の世の無常を思

い知らされたことでもあります。

現下、わが国は内外ともにきわめて重要な時期

に当り、政治に対する国民の関心が大きく高

まっております。この時にあたり、君を失いま

したことは、まことに惜しみて、惜しめても余りあ

ることあります。

ここにつつしんで君が生前の御功績をたたえ、

その人となりをしてのび、心から哀悼のまことをか

き、追悼のことはといたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任

命に関する件についておはかりいたします。

内閣から、鉄道建設審議会委員に荒木茂久二

君、五島昇君、駒井健一郎君、日向方齊君、西村

健次郎君、田實渉君、麻生平八郎君、片岡文重君

を任命することについて本院の同意を求めまい

りました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛

成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よっ

て、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 資金運用部資金

並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期

運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法

の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正

する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する

法律案(趣旨説明)

四案について、提出者の趣旨説明を求めます。

愛知大蔵大臣。

〔国務大臣愛知探一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知探一君) 資金運用部資金並びに

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に

対する特別措置に関する法律案につきまして、そ

の趣旨を御説明申し上げます。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年

金の積立金の長期運用は、確実かつ有利な運用という性

格に加えて、財政的資金の配分という性格を兼ね

備えるに至っております。

このような現状にかんがみ、国会においてかね

て行なわれてまいりました財政投融資計画と国会

の審議のあり方についての論議の経過を踏まえ、

資金及び積立金の長期の運用について、その適正

かつ効果的な実施に資するため、その予定額につ

き、国会の議決を経るものとする等の措置を定め

ることといたしました。これが本法律案の趣旨で

あります。

この法律案の内容といたしましては、

第一に、毎会計年度新たに運用する資金及び積

立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたる

ことを予定されているものにつき、予算をもつて

国会の議決を経なければならないことといたして

おります。また、その際、運用を予定する金額

を、資金及び積立金の別に、かつ、運用対象区分

ごとに区分することといたしてあります。

この規定に基づき、昭和四十八年度における資

金及び積立金の長期運用予定額を昭和四十八年度

特別会計予算の予算総則第十四条に掲記し、別途

御審議をお願いいたしております。

第二に、資金及び積立金の運用は、その相手先

である公社公団等の事業の進捗の状況に応じて弾

力的に対処する等の必要があり、国会の

議決を経た長期運用予定額につきまして、議決を

受けた年度内にその運用を行なわなかつた場合に

は、翌年度に繰り越して運用できるものとしたし

てあります。

なお、同様の見地から、予算総則に弾力条項を

設け、予見しがたい経済事情の変動に対処するた

め、個々の機関につき、その運用予定額を五〇%

まで増額し得るよう措置しております。

第三に、毎会計年度の運用の実績を明らかにす

る必要があり、この点につきまして所要

の措置を講ずることとしてあります。

以上、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び

郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に

関する法律案につきまして、御説明申し上げた次

第であります。

次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人

税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法

の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨

を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につ

いて申し上げます。

第一に、最近における所得・物価水準の推移を

考慮して、中小所得者を中心とした所得税負担の

軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行な

うことといたしてあります。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除については

それぞれ一万円、扶養控除については二万円引き

上げるとともに、給与所得者については、その負担を

軽減するため、給与所得控除の定額控除を三万円

引き上げるほか、定率控除部分についても適用金

額の範囲を拡大することといたしてあります。こ

の結果、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供

二人の場合では、現行の約百三万円から約百十四

万円に引き上げられることとなります。

また、老人扶養控除等については三万円、障害

者控除等についてはそれぞれ一万円引き上げるこ

とといたしてあります。

第二に、退職所得者の税負担の軽減をはかるた

め、退職所得の特別控除をおおむね五割程度引き

上げることとしてあります。その結果、たとえば

勤続年数三十五年の場合では、現行の五百万円か

ら八百万円に引き上げられることとなります。

第三に、白色申告者の専従者控除を三万円引き

上げることとし、また、寄付金控除の控除限度額

の引き上げ、勤労学生控除の対象となる勤労学生

の範囲の拡大をはかることと、予定納税を要し

ない予定納税基準額を現行の二万円から三万円に

引き上げる等、所要の改正を行なうことといたし

てあります。

これらにより、昭和四十八年度におきましては、三千億円をこえる所得税減税が行なわれることとなります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税法におきましては、中小法人の税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げるほか、役務の提供についても割賦基準による所得計算を認めることとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、土地に対する投機的取引を抑制するため、法人の譲渡益について重課することといたしました。この重課による税負担は、通常の法人税を含めた総合税負担がおおむね七〇％となることを旨とし、通常の法人税とは別に二〇％の税率で課税することといたしております。また、取用等の譲渡所得の特別控除の引き上げ及びその適用対象範囲の拡大を行なうことといたしております。

第二に、重要産業用合理化機械等の特別償却の廃止、価格変動準備金の積み立て率の引き下げ等、産業関連の特別措置について整理合理化を行なうとともに、交際費課税の強化をはかるため、交際費の損金不算入割合を引き上げた上、適用期限を二年延長することといたしております。

第三に、国民の福祉の向上をはかるため、老年者が受ける公的年金及び恩給については、六十万円の老年者年金特別控除制度を創設し、また、心身障害者を多数雇用する企業の機械等についての割り増し償却制度を創設することといたしております。

第四に、公害防止に資するため、無公害化生産設備についての特別償却制度を創設し、さらに、低公害乗用車の開発普及を促進するため、物品税の暫定軽減措置を講ずることといたしております。

第五に、勤労者財産形成・住宅対策の見地から、勤労者の持ち家取得を促進するため、勤労者財産形成貯蓄にかかる住宅貯蓄控除制度の控除額を引き上げる等の措置を講ずることといたしております。

第六に、中小企業経営の近代化合理化をはかるため、青色申告者について、みなし法人課税の選択による事業主報酬制度を創設することといたしております。

第七に、農林漁業者の健全な経営の充実はかかるため、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の対象範囲を拡大して適用期限を延長するほか、農業信用基金協会等の債務保証にかかる抵当権設定登記の登録免許税を軽減することといたしております。

以上のほか、それぞれ実情に応じ、所要の措置を講ずることといたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。川村清一君。

〔川村清一君登壇、拍手〕
○川村清一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま政府から趣旨説明のありました資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案について、田中総理並びに関係大臣に對し質問をいたします。

現在の、政府は、それを予算審議の単なる資料として提出するのではなく、いわゆる第四の予算案と位置づけて、国会の審議、議決を受けるべきは当然の措置であります。財政原資が任意性の預貯金であることや、財投の弾力的運用が必要なこと、あるいは産投会計、政府保証債など一部原資が二重議決になることを理由に、政府は、財投を国会の審議対象にすることに反対し続けてまいりましたが、まことに遺憾なことでありました。

今回、政府が、新たに財投原資の一部を議決事項とする法案を提出してきたことは、一歩前進として評価できますが、従来の反対理由を全面的に撤回したものではなく、ましてや、財投を政府の意のままに運用し、産業基盤整備、大企業本位の運営姿勢を改めたものでもありません。政府は、今度の措置をどのように自己評価されているのか、まず、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、特別措置法案の内容に即して、その問題点を指摘し、御見解を伺います。

第一に、財政計画のうち、資金運用部資金、簡保資金、郵便年金積み立て金に限って国会議決を経ようとするのは、一部をもって全体を認めることになり、国会議決を形式化、空洞化する危険な審議方式となるものであります。

政府のやり方は、財投原資をとってみても、全体を一体化して審議議決するのではなく、各個ばらばらに分散して審議対象にするもので、これは一体的審議と合一的審議では質的な相違があることを解しない後退的方法であります。その上、投融資の大部分が使用されている各種公団、事業団の予算が、事実上国会の審議議決からははずされ、設置法による主務大臣の認可でこと足れりとする状態では、財投の国会議決を完全に骨抜きにするものであります。二重議決という三百代言的論理に固執することなく、民主主義の確立こそ第一に据えられなければなりません。総理の御見解をお伺いいたします。

第二には、特別措置法のワケ外、すなわち、四十八年度特別会計予算の予算総則第十四条の二に規定されているいわゆる弾力条項についてであります。

財投の弾力的運用目的のために、予見しがたい経済事情の変動により、特別の事由があるときは、長期運用予定額の当該項目及び予定額合計額の五〇％まで増額できる規定が設けられておりますが、これは国会審議権を實質的に無視するやり方で、行政専権事項の範囲を拡大するものであります。五〇％ワケはあまりにも大きく、これまでの運用実態から極度にかけ離れた水準であり、現行は、財政の持つ景気調整機能の比重は高まり、財投の弾力的運用も必要ではありませんが、四十年代のわが国経済において、財政の弾力性発動の実態は、最高の四十六年度でさえ総額で一八％でありました。したがって、弾力性の規定はせいぜい一〇％程度にとどめ、それ以上必要とされるに至った場合には、そのつど補正予算を提出して国会審議を求めることが、財政民主主義の本旨にかなったものであります。これに対する御見解を伺います。

第三には、特別措置法案の第三条に規定されている長期運用予定額の繰り越し、その自動的運用規定の危険性であります。

財政法第十四条の三にいう繰り越し明許費は、「その支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て」と明記されており、原則的には、事後的、結果的繰り越しを許しているものではございません。毎年度国会の議決を経て認められるべき原則を無視することは、年度独立原則の例外規定である繰り越し明許費を拡大し、国会議決を空洞化することになり、ゆゆしき官僚行政の逸脱行為であると考えますが、これに対する率直な御見解を伺います。

第四は、財投原資の構成内容に關してであります。

四十八年度の財投計画は、六兆九千二百四十八億円の大型のものであり、そのうち実に八一・

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十八年三月七日 参議院會議録第八号

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一五〇

二%を資金運用部資金が占めております。運用部資金は、郵便貯金、厚生年金、国民年金その他からなっているが、特に問題にしたいのは、「その他」の項目であります。この内容不明な原資は、一兆六千六百六十億円と、厚生年金の一兆四千五百億円を上回っております。政府は、「その他」の大部分は償還分であるという理由で、その詳細区分を明らかにせず、大蔵省の聖域とされております。四十八年度の財投計画の伸びは二・八・三%であります。この「その他」資金は四四・一%の伸びであり、前年度に比較して五千億円も増額されております。一体、今後、毎年度、どれだけ償還分が見積もられるのか、明らかにされるべきであり、運用についても明確にすべきであります。大蔵省の自由裁量、独断行政は絶対に許されません。このことに対し、明確な御答弁を求めます。次に、財投計画そのものについてお尋ねします。

財投計画が第二の予算として運営されてきたことは、一般会計予算に対する比率の高まりに明瞭に示されております。昭和三十年度には三二・五%、一般会計の約三分の一にすぎなかったものが、四十八年度には四八・五%と、一般会計のはほぼ半分に及ぶほど大規模化したのであります。しかも、この間、一貫して、大企業、独占企業への低利融資、産業基盤投資に優先運用されてきたのであります。原資の大部分が、大衆の貯蓄、年金の積み立て金である以上、当然に、生活環境整備、厚生福祉施設重点の運用が行なわれなければならぬにかかわらず、四十八年度には、住宅を入れても三七・四%にすぎないのであります。厚生年金及び国民年金の預託増加額の還元融資比率を、従来の四分の一から三分の一に引き上げるとして資金配分の本質は変わっておりません。このように配分を根本的に改め、生活基盤投資を五〇%以上に引き上げ、生活福祉中心の財投計画を組みかえるべきであります。これに対する御見解

を伺います。

また、原資に関していえば、厚生年金、国民年金を、現行の積み立て方式を賦課方式に切りかえ、厚生年金受給者のわずかに一割、八万人の該当者をもって五万円年金の実現などと誇大宣伝して国民を愚弄することはやめ、抜本的年金制度の改善、給付水準の引き上げを、決断をもって実行すべきであります。これに対し、厚生大臣の御見解を伺います。

最後に、わが国経済の大企業・独占中心の体質、生産第一・輸出優先の産業構造を、国民生活優先、人間尊重の経済に転換することが、今日、最も重要な課題となっております。言うまでもありません。しかるに、財投の内容はそれに全く逆行しております。すなわち、田中内閣の看板政策である日本列島改造は、過密過疎の同時解消をスローガンに二十五万地方都市を建設し、それを高速度鉄道網、高速度道路網で結び、全国を一日行動圏にするというのであります。まさに人間生活を無視したブルドーザー的政策であり、この政策は、財投計画にきわめて露骨に示されているのであります。

国土総合開発公団は三百三十五億円で充足の予定で、日本道路公団へは五千億の融資で千四百億を増額、日本鉄道建設公団へは四百五十億増の一千二百億の融資等に明らかであります。さらに、また、わが国の貿易収支の黒字基調は、四十年の二十億ドルを起点として、来年度は八十一億ドルも見込まれております。これまで、財投から基幹産業に一兆四千九百億、貿易・経済協力として二兆五千二百億の運用がはかられ、来年度もそれぞれ二千四百六十億、六千九百九十億が追加されることになっております。これを機動的に代表するものは、日本開発銀行と日本輸出入銀行であります。明年度にも、資金運用部資金から開発銀行に三千九百億、輸出入銀行に四千九百億が貸し出されることになっており、四十六年度末では、累積貸し出しが、開発銀行に一兆五千七百

億、輸出入銀行に一兆三千六十億の巨額に達しているのではありません。このような財投の運用が、高度経済成長をささえてきた背景であります。国民大衆の資金である財政投融資資金が、あるいは経済開発、産業開発という名目で、あるいは貿易振興という名目で、ばく大な資金が開発銀行、輸出入銀行を通じて基幹産業の大企業に長期資金として低利で融資してきた経済政策が、劣悪な労働政策、社会福祉政策と相まって、わが国経済の今日の状態をつくつたのであります。国内的には、インフレの高進、公害の拡大、交通戦争、住宅問題等々、いまや国民の命と暮らしは危機にあると言つても決して過言ではありません。国際的には、エノミツク・アニマルの悪評を受け、わが国に対する円の切り上げの要求、貿易に対するもろもろの風当たりが強まり、ついに円の変動相場制に移行を余儀なくされることになったが、政府の責任はきわめて重大であります。いまや、経済政策の大転換が必要であります。しかも、急速に断行すべきときです。財政投融資の原則を、成長優先、輸出第一主義から、福祉優先、生活第一主義へ、勇断をもって切りかえなければなりません。

具体的には、開発銀行、輸出入銀行の役割り、使命はすでに終わったのです。両銀行を解散し、それにかわって、中小企業の体質強化、公害対策、生活環境の整備等を目的とする強力な政府銀行を新たに作るべきであります。政府にその意思がないかどうか、決断と実行を充ちるものにして総理の座につかれた田中総理の御見識を承つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角栄君) 御指摘もございましたように、財政投融資計画には、資金運用部資金及び簡保資金のほか、産業投資特別会計の支出及び政府保証による資金調達も掲げられておるのであります。産投会計の支出につきましては同会計の歳出予算として、また、政府保証による資金調達につきましては一般会計の予算総則におきまし

て、それぞれ国会の議決を受けることになっておりますので、これらをさらに議決対象といたしましては、二重議決の問題を生ずることになるわけでございます。この点を考慮し、今回、資金運用部資金及び簡保資金の運用を国会の議決対象としたものでございまして、これによって財投計画の内容はすべて国会の議決の対象になったわけでございます。

なお、財政投融資計画を一体として見るべきだとの点につきましては、財政投融資計画表は従来どおり作成をいたしまして予算審議の御参考に資することにしたところでありますので、その計画を全体としてとらえることができると思っております。

なお、輸銀や開銀を解散して、中小企業や生活環境整備などの新需要にこたえる新しい政府関係機関をつくつてはどうかという御説に対してお答えをいたします。

輸銀及び開銀が果たす役割りは、時代の流れとともに変化をしており、そのときどきに要請される政策目的に即応した業務の遂行に努力をいたしておるわけでございます。

輸銀は、船舶を中心とした輸出入金融から、エネルギー、鉱物資源の確保を旨とした輸入・投資金融、経済協力のための直接借款へと重点が移つておることは御承知のとおりでございます。また、開発銀行は、いわゆる産業金融から、公害の予防、公害の防止、流通の近代化、大都市の再開発、国民生活改善など、社会開発、国民福祉の向上に重点を置いて融資を行なうようにその焦点を動かしておるわけでございます。

なお、中小企業、公害、生活環境整備の分野では、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融公庫等が積極的に融資を行ない、その役目を果たしておるわけでございます。輸銀、開銀等の改組問題につきましては御説がございましたが、現時点においては、いま申し上げたような状態であることを御理解賜わりたいと

昭和四十八年三月七日 参議院會議録第八号

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に關する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ありませんか。これでは、減税というのはことばだけだというのを、文字で言ったとおり、音で言ったとおりなんです。

ちなみに、消費者物価が五・五%上がれば、政府の計算によっても、千三百七十億円の物価調整減税が必要だとされております。この数字はやや過小な見込みの感が強いのであります。私みずからの計算では、物価は五・五%、所得税の弾性値というものを考えてみて二・〇とするならば、物価調整必要額は三千七百四十億円、物価を七%ということにするならば、四千七百六十億円の減税が必要と推計されるのであります。

今回の減税は、物価値上がりによる名目所得増加を調整する分を除いたならば、物価調整にもなっておらぬのであります。

田中さん、愛知さん、いま私が申し上げただけをもつても、いかにあなた方がいままで減税減税とおっしゃることが間違ひであるかおわかりいただけるのであります。自然増収は二兆四千億もあるのですから、この際、四大家族は百五十万円ぐらいにまでは無税にするということを思い切つてやつても勘定が合うのであります。一兆円ぐらいの減税をすつたら、初めて減税というものが実感が出てくる。そこに、決断と実行というものが、あなたの国民に対する約束として信頼されるのじゃありませんか。

以下、各項目について所見並びに決意を順次十九項目にわたつて伺いたいので、関係各大臣の誠意ある御答弁をいただきたいと思ひます。

第一に、実質減税というならば、物価調整減税と一般減税というものを二つに分けたらいかでしようか。どんなふうに勘定にするといいやうかをやめたいかがでしようか。

さらに、物価調整減税については、ある程度自動スライド的な減税ができるような制度に改正するくふうを行なうべきではないでしようか。根本的な問題です。御見解を承りたいのであります。

また、すなおにいつて、これまでのような減税のやり方は、それこそ文字どおり再検討の時期に來ていふと思ひます。相変わらず低い課税最低限を押しつけている間に、中学新卒の労働者の初任給にまで情け容赦なく税金がかけられることになつていふ事実なんです。総理、御存じでしようか、あなた、御存じですか。私と一緒に調べまじょうよ。このために、雇用の八〇%が納税者になつており、四十八年度の源泉徴収納税者だけで二千八百四十七万人にもなつておるのであります。しかも、せつかくの減税の恩恵は所得の高い人ほど高い、こんなばかんなことがあるでしようか。たとえ同じ一百万円の控除を引き上げて、四大家族年収百五十万円ぐらいの人は、せいぜいその一〇%の千円なんです。年収一千万円の者は五〇%も減税がふえるのであります。片ひっこです。

私は、この際、減税とは低所得者層を重点にすることに切りかえ、中卒初任給のような若年労働者には税をかけないということにすべきであると思ひます。

同時に、率直に申し上げまじょう。納税者の数を減らして、せめて雇用労働者の六〇%ぐらい、つまりあなたがやつていらつした当時の三十二年ころの水準にまでぐらゐ減らしたらどうでしよう。そのぐらゐのものまで税金がかからなくていいようにすることになさつたらどうでしよう。

さらに、高額所得者には、諸控除の引き上げを足切りするような控除消失制度ないしは他面、税額控除制度を採用するなど、文字どおり抜本的な再検討を行なうべきではないかと提案をしたいのであります。総理並びに大蔵大臣の所見を伺いたいと存するのであります。

さらに、ここで特に私が取り上げたいのは、給与所得者の天引き課税問題であります。給与所得者は、課税最低限度が低過ぎる上に、源泉徴収による天引き課税がいやおうなしに実施されるので

あります。サラリーマンは、年末調整が行なわれるだけで、税額に不服があつても直接税務署にかけ合ふ何ものもないのであります。まことに納税者をばかにしてゐるといふやういふ以外にないのであります。

本来、源泉徴収制度は、昔のいわゆる戦争中のものじゃないでしようか。現行の所得税法は、本来のたてまえは自主申告納税、そつでしよう。私は、法のもとに平等の精神を貫き、給与所得者も自主申告の原則をちゃんと据えて、逆に源泉徴収をどうするかというところを選択するよつに、この際、本来のたてまえに抜本的に返るといふことをいたしたほうがいい。所見を伺いたいのであります。

これと関連いたしまして、今回、青色申告者については、事業主報酬制度が設けられ、いわゆるみなし法人課税といふものが行なわれることになりました。私は、この制度には賛成です。しかし、これに伴つて白色と青色との格差が一そう拡大する。さらに、給与所得控除が、今回、定額部分が三万円引き上げられて、定額部分が若干拡大されるのですけれども、これは給与所得者の特典ではない。給与所得の源泉が採一貫の労働者の肉體そのものであることを考慮して、定額部分を給与所得者に対してはさらに引き上げるべきだと考へるのであります。そのお考えはいかがでしよう。具体的な対策並びに所見を伺いたいのであります。

なお、退職所得非課税が、三十五年勤続で八百万円までは税金をかけないよつにするといふのであります。しかし、みみちいじやありませんか。三十五年も働いた人に八百万円まで引き上げてあげるんだからいいじゃないかといふのはみみちいじ話でして、せめて一千万円、十五年勤続といふぐらゐのところまで減税をすつといふことになつたら、働いた者が働いた価値を認め、生きがいを感じて老後に未来をつくるのじやありませんか。心からあなたの腹の中を伺いたいのであります。所見を伺いたいのであります。

第二に、法人税の改正についてであります。

今回の改正では、同族会社の留保所得について、定額控除を若干引き上げておられます。私は、同族会社の特別課税制度自体がいつまでも続けられていくことに問題があると思ひます。これは法人擬制説のたてまえから発した制度でありますけれども、今日、法人擬制説をたてまえとする行き方は、悪い部分だけを残してゐる、こつ言わなければなりません。たとえば、このほかに、法人間の受け取り配当には税金をかけない。他方で、収入が配当だけの場合、四大家族二百七十五万円までは税金がかからぬ。つまり、法人擬制説は、並べれば切りがないよつに、悪い部分だけが残されて乱用されていふことじやないでしようか、大蔵大臣。なまな実情を御検討の上で見解を承りたいのであります。

このよつなことをやつてまいりましたために、このごろでは、株式投機ブーム、こついうものを背景として、いかに強い者が得をする、そつして不均衡はさらに不公平を拡大する、こついう制度になつておるのじやありませんか。再考を求めたいし、その所見を承りたいのであります。

また、外国に比べても不当に低い法人税率には手をつけていません。法人税率は、附加税を入れて三六・七五%、地方税を合計して四五・〇四%であります。これは西欧諸国の五〇%程度に比べて非常に低いと言わなければなりません。その上、租税特別措置などを利用すると、実効税率はさらに下がつてしまつて、三七ないし三八%程度にされてしまつておるのであります。

今回の円フロートに至る日本経済の構造は、この低い法人税率構造が、租税特別措置の温存、拡大と相まつて、税制面からの主軸になつていふことは、論をまたないところであります。これを、またしても円切り上げに備えるなどと口実をつけて見送るこつにするならば、世界の非難を浴びるだけなく、日本経済の転換をはかるこつ

ことはとうていできないと私は思っているのであります。これまで、法人税率は、不景気のときは下げられつぱなし、好況になつても引き上げようとはしない、これがいままでの保守党内閣の常套手段なものであります。私は、この際、法人擬制説に立つた仕組みを改め、法人税率は基本税率の四〇％に引き上げるべきであると思ふが、その見解を承りたいのであります。

第三に、悪名の高い租税特別措置についてであります。

今回の税制において、この際、総理、大蔵大臣、通産大臣に、それぞれの分野から、以下申し上げることに付いて見解を承りたいのであります。

今回の改正において、重要機械などの特別償却制度や、価格変動準備金の積み立て率の一部縮減、交際費の一部課税強化などでこれまでやり玉にあげられていたものが約百五十億円、しむしぶ整理、合理化されることになつてまいりましたけれども、そのかわり、公害防止施設、自動車産業対策、資源対策、国際環境の改善などで、特別償却制度や引き当て金制度などを約百四十億円今度は逆に拡大しておるのであります。これでは、減税分が帳消しになるだけでなく、特別措置の内容は実質的に大企業にはほんとうに手厚いものだなということがよくわかる。ここに国民の非難があるのであります。

私は、租税特別措置があたかも既得権化して、一方では評判の悪いものを削つたかと思ふと、他方ではそれを埋め合せて余りのあるような特別措置を新設するやり方は、国民を愚弄しているといふのはこのためにあることではないでしょうか。特別措置を拡大する正当な理由、根拠をたくと示していただきたい。お答えをいただきたい。

○議長(河野謙三君) 野々山君、時間が経過しております。簡単に願います。

○野々山一三君(統) ちよとやくとが強奪的になわ張りをおこして市民を痛めつけておきなが

ら、立ちのきを命ぜられるとかえ地を要求するよるなものであります。これで社会正義は一体守れるでしょうか。その点をよく私はこの際お考えをいただきたい。この際、租税特別措置については三年くらい計画でこれを全廃するといふ考え方を承つてもらいたい。

以下、時間がないようですから、二、三点について簡単に申し上げます。

租税特別措置を受けている企業では、いわゆる準公共法人みたいに、政治献金、利潤等を制限する、こういうことを明らかにしたいかがでしようか、私は見解を承りたいのであります。

土地の問題、これについては税制で解決するといふ考え方のようですけれども、これは問題の解決はできません。税金を上げたら、その分だけ値を上げてしまふということになるでございませう。抜本的な解決をお示しをいただきたい。見解を承りたいのであります。

最後に、いま税制調査会というのがありますね。あれは、ほんとうに正直言つて、私も見えていますと、まさに政府の隠れみのみたいなものですね。根本的な改組をするということによつて市民の意見が十分に入る、そして、なるほどなといふことがわかるようなものであること、そして出たものについてそれを政治的に責任をもつて処理するといふことが必要だと私は思ふのであります。抜本的な改正が必要だと考えるけれども、その見解を承りたいと思ふます。

時間がないようですから、以上をもつて質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 昭和四十八年度におきましては、特に中小所得者の負担軽減をはかるため、課税最低限の引き上げ、給与所得控除の拡充などにより、御指摘のとおり、初年度三千五百五十億円、平年度三千七百億円に及ぶ所得税減税を行なうことになつたわけでございます。

このような減税の結果、夫婦二人の給与所得

者の場合は、課税最低限は平年度百四十九万九千六十円、御指摘の百五十万円には至りませんが、アメリカを除き、イギリス、西ドイツ、フランスの例を上回るようになつたわけでございます。

なお、今回の改正により、標準家族の課税最低限は、昭和四十八年分で八％上昇することになりまして、消費者物価上昇見込み五・五％を上回ることになつておるわけでございます。

また、課税最低限の大幅な引き上げは、低所得者に対して、より多く恩恵を与えるものであります。

御指摘がございましたように、三十六年の給与所得者数は約二千三百万人でしたが、四十八年度は確かに三千五百万人近いのでございませうから、人数はふえております。所得水準も上昇いたしておりますので、納税義務者数が増加をしておるといふことは、やむを得ないことだと思はれるわけでございます。

租税特別措置を全廃せよという問題でございますが、租税特別措置につきましては、従来から、各種の政策目的の合理性、有効性の見地から常に見直しを行ない、既得権化や慢性化の排除に努めて、その弾力的な改廃を行なつておるわけでございます。

それから第三は、土地の問題でございますが、土地は税制だけでは解決をしないのでいふことでございます。そのとおりだと思ふます。

土地につきましても、公益優先の原則に立ちましても、全国的に土地利用計画を策定し、一定規模以上の土地取引の届け出・中止勧告制を創設し、開発規制を拡充強化いたします。また、特別の地域における土地取引の許可制も検討しておるのでございませう。土地融資を抑制するとともに、公的宅地開発事業の促進、農地の転貸方式の活用等、各般の施策をあわせ行なうことによつて土地問題の解決をはかるうとしておるのでございませう。

なお、四十八年度の税制改正は、所得税の課税

最低限を大幅に引き上げる半面、法人税におきましては、産業関連の特別措置を整理縮小し、さらに、土地に対する投機を抑制することを主眼とする新土地税制を創設するなど、租税の公平という観点からも一歩を進めた改正を行なつておるわけでございます。しかし、今度の所得税減税などが、これ以上どうにもならないものである、また完すべきなものであると考へておりませう。私も、四十九年度、五十年年度もあるわけでございますから、引き続き税制各般に対しては勉強を続けてまいり、なるべく国民負担を軽減するように努力を続けてまいりたい、こう考へます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 御質問の第一は、課税最低限度、これに関連して物価調整減税に対する考へ方、これが中心の所得税に対する御意見と御質疑でございますが、率直に申しまして、政府の見解をいたしましては、もとより、物価の上昇といふものを国民の税負担を考へますときに重要な要素として考へておることは、申すまでもないところでございませう。しかし、今回の減税案においてもそうでございますが、これは、経済情勢、あるいは財政情勢、社会情勢などを総合的に取り上げて、そうして課税の最低限度を引き上げるといふことでの問題に対処するといふ考へ方をとつております。特に物価調整減税という考へ方をとつておりませうことは、数年来の政府の考へ方でございます。

したがうして、ただいま総理からも話ございましたように、四十八年度の改正案で申し上げますならば、標準家庭の課税最低限度が年百十三万ないし百十四万になるといふことは、ただいまの百三万から見れば少なくとも八％は最低限度が上昇するわけでございますから、消費者物価の五・五％と比較をいたしますと、その間に相当のマージンがあると、こういう考へ方でございます。

なお、税制調査会等におきましても、物価調整

減税という考え方は、この数年來は、やはりこれは総合的にいろいろの指標からとって課税の最低限度というものを引き上げるといふ方向で所得税の減税問題は考へるべきものであるといふ説が圧倒的に多いことも、御承知のとおりかと思ひます。

それから次の問題は、源泉徴収の納税者の数、これはただいま総理からお答えもございましたが、給与所得納税者の数は、昭和三十六年は千三百萬人、四十八年では二千八百萬人に非常にふえるわけでございます。しかし、反面におきまして、雇用の数を見ますれば、昭和三十六年当時は二千三百萬人でございましたが、四十八年には三千五百万人程度に増加しております。また、一面におきまして、初任給の水準をとつてみましても、実質的な引き上げは相当に行なわれておりまして、これらを反映しておるわけでございます。

現に、給与所得者の課税最低限は、独身者の場合、三十六年当時は十二万九千円でございますが、四十八年では、今回の改正によりまして、四十三万九千円と、約三・四倍に引き上げられておるわけでございまして、この間における消費者物価の水準が約二倍ということと比べましても、十分実質的な減税が行き渡つてゐるということが御理解がいただけると思つてございまして。

次は、高額所得者についてはいわゆる控除消滅制度というものを設けて、低所得者については所得控除を税額控除に改めることについてどうかという御趣旨の御質問でございましたが、課税最低限の効果は所得が大きくなるにつれて漸次消失していくべきであるという、いわゆる消失控除の考え方については、これも政府といたしましては十分に慎重に検討してまいりましたが、たとえば四十三年度の税制調査会の答申を見ましても、こうした考え方は、高額所得者層の実効負担をいかに定めるべきかというところで取り上げるべき問題である、それに吸収されるのではないかと、特に意識

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(御旨説明)

的にこの分だけを取り上げて控除消滅制度というよりなことを考へるのはいかがかと思つたところも指摘されておりますので、政府といたしまして、そういう見解に従つて、今日のような改正案と申しますか、税制をとつておるわけでござい

また、基礎控除や扶養控除等は、一般的な生計費を、老年者控除とか障害者控除というより一般的な人的控除を補つて追加的な費用をしんしゃくする趣旨から設けられておるものでございまして、そういうことを考へましても、税制上の措置としては、所得控除ということに集中することが適當であるといふのが政府の考え方でござい

それからその次は、サラリーマンの源泉徴収制度はけしからぬという趣旨の御質問でございまして、政府といたしましては、源泉徴収制度は、国の側から見れば、徴収を確保がございまして、徴収手続が簡便でありまして、そうして費用と労力を節約することができるとを率直に申し上げま

それは、高額所得者についてはいわゆる控除消滅制度というものを設けて、低所得者については所得控除を税額控除に改めることについてどうかという御趣旨の御質問でございましたが、課税最低限の効果は所得が大きくなるにつれて漸次消失していくべきであるという、いわゆる消失控除の考え方については、これも政府といたしましては十分に慎重に検討してまいりましたが、たとえば四十三年度の税制調査会の答申を見ましても、こうした考え方は、高額所得者層の実効負担をいかに定めるべきかというところで取り上げるべき問題である、それに吸収されるのではないかと、特に意識

あるわけでございまして、白色申告に対してこれと同様の措置をとるといふことはなかなかむずかしいわけでございまして、その権衡も考へまして、白色申告者の負担につきましては、控除を十七万円から二十万円に引き上げることにしておりま

次は、退職所得非課税が八百万円では低過ぎるというお考えでございまして、今回、昭和四十二年度の改正後初めて手をつけるわけでございまして、この間における動向等を勘考いたしまして、結論として、おおむね五割程度引き上げるといふことを目途にいたしましたので、御意見もごもつ

それからその次の同族会社の留保金課税の廃止という点にお尋ねが触れておりますが、同族会社の社内留保が一定限度を越える場合に、これをいわば株主の所得の留保と見て課税する現行の留保金課税制度が不当であると、いろいろ御趣旨かと

それは、高額所得者についてはいわゆる控除消滅制度というものを設けて、低所得者については所得控除を税額控除に改めることについてどうかという御趣旨の御質問でございましたが、課税最低限の効果は所得が大きくなるにつれて漸次消失していくべきであるという、いわゆる消失控除の考え方については、これも政府といたしましては十分に慎重に検討してまいりましたが、たとえば四十三年度の税制調査会の答申を見ましても、こうした考え方は、高額所得者層の実効負担をいかに定めるべきかというところで取り上げるべき問題である、それに吸収されるのではないかと、特に意識

る、そして、御指摘のございました特別措置をできるだけひとつ整理をしたいということに意を用いたわけでございまして、その整理についてはまだまだ行き届いていないという御質疑でございまして、したが、そして、特に新たに広げたのはけしからぬというお話でございましたが、広げたものは、たとへば、現下わが国の最大の問題であります公害防止等のために若干広げたのでございまして、整理をいたしましたものが税額にして約四百億円で、そして、固定資産税の税率調整、あるいは、来年度の問題になりますけれども、土地税制の重課というよりなことで、法人に対しては負担を重課して、いこうという考え方は、政府としても、今後の問題として積極的に検討していきたいと、こ

それからその次は、交際費課税でございまして、交際費支出抑制の必要性については御説のとおりでございまして、このような税制上の特別措置の役割りはあくまでも補完的なものでございまして、主体は企業経営者のモラルの問題であると考えられるわけでございまして。本来、所得課税である法人税制を活用してのこのような抑制方法による限り、今回の引き上げ後の損金不算入割合七五％という率は、すでに相当の水準に達しているものと考へる次第でござい

土地の税制につきましては、ただいま総理からも御答弁がございまして、特につけ加えることもございませぬが、税制だけで土地問題が改善できるものとは思ひませぬ。しかし、税制の面におきましても、法人の譲渡利益に対する相当の高率の課税、そして自治省でやっていたいただきます保有税とあわせまして、税制におきましてもできるだけのことはやつてまいりたいと思つております。

最後は、税制調査会の改組についてのお話でございまして、政府といたしまして、ただいま御指摘のように、できるだけ国民各層の意見を反映するように配慮しておるわけでございまして、また、異なった背景を持った各界で税制についての

見識を持つ学識経験者を幅広く含むように現在も構成されておりますので、御質問の御趣旨は生かされていくと考えますが、なお今後の運営その他につきましても十分考えさせていただきますと思っております。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】

○国務大臣(中曾根康弘君) 租税特別措置に基づき減税の根拠いかんというのが第一の御質問でございます。

租税特別措置と申しますのは、社会経済的要請に基づきまして、ある一定の政策目標を達せんための誘導政策として行なわれる租税上の措置でございます。今回、政府は、公害対策、消費者行政、それから中小企業対策、こういう三つの点を中心に考えまして通商産業省としてこの措置をお願いしたところでございます。

具体的には、公害対策といたしましては、無公害化生産設備に対する特別償却、あるいは先ほど御指摘になりました低公害自動車に対する物品税あるいは自動車取得税の軽減、これは低公害自動車を普及させようという趣旨からでございます。

それから消費者行政の推進といたしまして、製品の安全確保向上のための製品検査設備に対する特別償却、あるいは流通合理化、住宅供給などの民生安定向上に資するための機械設備に対する特別償却、それから入場税の引き下げ、さらに、日本列島の改造といたしまして、工業用団地造成等のための土地の特別控除の創設、それから工場緑化計画に基づくスクラップ、そのための加速償却の創設、こういうことをやっております。

中小企業対策としては、御指摘になりましたように、同族会社に対する措置とか、個人事業主報酬制度の創設とか、あるいは中小小売商業近代化のための特別償却の創設とか、あるいは白色申告者についての事業専従者控除額の引き上げとか、あるいは事業税における事業主控除額の引き上げとか、こういう措置をやっているわけでございます。

第二に、租税特別措置を受けている企業に対して、準公共法人として利潤等の制限を行なうべきではないか、こういう御質問でございますが、租税特別措置は、ただいま申し上げましたように、そういう政策的、誘導的目的で行なう税制上の措置でございます。メリットを与えてそして誘導しようという考えでございますので、そういう面からこれはとらうべきでございまして、ただいま御指摘になりましたような政治資金とか、あるいは利潤とかという問題に関する規制は、別個の観点から別の体系で行なうべきであって、この租税特別措置を受けているがゆえにそれを当然かけるという考え方は、適当でないと考えます。(拍手)

【国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手】

○国務大臣(小坂善太郎君) 私に對しましては、物価調整減税を物価にスライドすべしということでございますが、この点は、大蔵大臣からお答えがありましたわけでございましてけれども、また、私も同様なことを申し上げるわけでございまして、私ども、一般的に、減税といふものは、そのときどきの財政事情や経済事情というものを反映いたしまして、総合的に考慮して、各方面に及ぼす影響を慎重に考慮した上実施いたすべきものでありまして、物価調整減税といふのもその例外ではないかと考えておるのであります。その意味におきまして、物価の上昇率にスライドして減税するという方法によることは、適切ではないと考えておるわけでございまして。

また、物価の上昇とともに、名目的な所得の増加がございまして、果敢的な租税効果が働くことになるわけでございまして、そういう点では、国民の負担の増加をしないような考慮をすべきであるというところは、これは当然であると考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 白木義一郎君。

【白木義一郎君登壇、拍手】

○白木義一郎君 私、ただいま答弁の最中に、どこからともなく、のんきなことを言っているなあ、こういう声を聞きまして、私も同じような気持ちで公明党を代表いたしまして、ただいま議題になりました税制三法に對し、総理並びに大蔵大臣に對し質問を行なうものであります。

田中内閣が初めて手がける昭和四十八年度の税制改正については、組閣当時の一兆円減税、日本列島改造に伴う各種の新税及び増税プラン等、まさに百家争鳴の形で打ち出され、国民はひとしく何かやるなど大きな期待と希望でこれを見守り、生産第一主義の産業優先政策から、福祉優先、国民生活第一主義への転換、そして税負担の不公平の是正と所得再配分の推進等、政治、経済の流れが大きく変わることを待ち望んでいたものであります。

しかるに、今回の改正案は、全くそれらの期待や公約を裏切るばかりでなく、依然として大企業優先、大法人優遇の税制は変わらず、高度成長のパターンを踏襲して、大衆課税はますます重くなる一方であります。

あなたの一枚看板である日本列島改造論と、これを裏づけ推進する財政資金の先行的、効率的運用と税制機能の活用という二本柱の中で、特に税制については、禁止税制と誘導税制を積極的に活用すると主張されておりましたが、一体これらはどうなったのでありましょうか。

しかるに、数々の税制改革案の中で、四十八年度の税制改正で取り上げられたのは、わずかに有価証券取引税の税率引き上げ、交際費の課税強化、それに物品税の若干の手直し程度であります。

一方、所得税減税のほうには三千五百十億円にすぎず、初めの大ぶろしきの一兆円減税とは似ても似つかぬさびしい姿と変わり果てたのであります。

このように、税制の積極的活用という大みえを切った税制改正としては、まさに大山鳴動してネズミ一匹であり、公約違反でもあると思えます。

が、一体この新税構想はどこへ行ってしまったのでしょいか、総理の御所見を伺いたしたのであります。

次は、所得税の減税についてであります。四十八年度の租税の自然増収分は約三兆二千億円で、さらに、地方税を含めると約三兆二千億程度が見込まれる中で、所得減税分に前述のごとくわずか三千五百十億にすぎません。そのようなか中で、私の試算によれば、物価上昇率を七割と押えたとしても、約三千五百七十億円の物価調整減税が必要と見られ、これでは物価上昇分さえもカバーすることはできないのであります。

政府は、減税という定義をどのように理解されているのか。少なくとも、国民の側から見れば、前年度の税額よりも本年度分の税額が少なくなつてこそ減税と言えましょう。また、実質的に減るような税制改正をさすものではないかということでもあります。しかるに、これまで行なわれてきた減税とは、取り過ぎた分を一部調整するといふものでしかなく、減税といふにはほど遠い単なる調整であります。現在のような物価急上昇のもとでは、毎年名目的な所得の増加は当然であります。そうすれば、所得税は名目価値に課される以上、累進課税なるゆえに、当然、所得の上昇以上に増加することとなり、実質的には増負担となり、この増負担がすなわち自然増収となつてあらわれ、結局は納税者にとっては増税と同じ結果となるのであります。

さらに、わが国の租税負担率が諸外国のそれと比較して低いことを主張されますが、国民から見れば決して軽いとは言えないのであります。国民は、現行の租税構造の中身が不公平さを感じるに満ち満ちていることに著しい不満を感じているのであります。すなわち、大法人、高額所得者、利子・配当所得等の不勞所得者など、租税能力の高いところには諸外国と比べても税負担はきわめて低く、逆に負担能力の低い勤勞者などに主として税負担を高く依存しているという不平等があら

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に對する特別措置に關する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、越言説明

昭和四十八年三月七日 参議院會議録第八号

ます。もし、政府があえて諸外国との例を引かれるなら、単に租税負担率、課税最低限の比較だけでなく、給与、賃金、労働条件、年金、福祉等、社会保障水準等は一体どうなのかという比較を明確にお示しただきたいのであります。

さらに、このような低福祉・高負担の中にあつて、政府主導の公共料金の値上げ、特に国鉄、健保の値上げ、年金掛け金の値上げを含めて約七千億円、そして大幅減税と称しながら約三兆二千億円にのぼる膨大な自然増収の吸い上げ、一方ではインフレによる著しい物価の高騰、これは実質的には政府のインフレ政策によってその所得の一部を国民から吸い上げるという形の増税と異ならず、国民は高負担と高物価による税金のはきみ打ちであります。総理府統計局の国民の家計調査によれば、四十六年度の数字で、四人家族標準世帯で百二十四万円であり、四十八年度の数字は当然これを大幅に上回るものと思ひますが、生活費非課税の原則から見ても、政府の標準世帯の課税最低限百十三万円ははるかに低く、当然、わが党が早くより主張しておる百五十万円までに引き上げるべきと考へるが、政府の御見解を伺いたしたいのであります。

次に、法人税及び租税特別措置についてお尋ねいたします。

所得税が実質的な増税となつて一方、負担の軽減がされ続けられているのが現行の法人税制であり、税制の公平な面からもその税率を引き上げるべきであるという事は、現代の日本の経済学者の大半がひとしく主張している事実であります。また、その基本税率についても、諸外国との比較では、表面税率は最も低く、実効税率でも英国を除いて最低であつて、税調の答申からも、国際的に見ても低過ぎると、しばしば指摘され問題とされてきたのであります。しかるに政府は、それらの意見や答申には耳をかさず、今回の改正案についても、法人税率には全く手を触れず、租税特別措置の一部の手直しとか、固定資産の評価

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(總旨説明)

調整とか、答弁にならぬ詭弁を弄しているのではあります。

本来、租税特別措置という名の諸外国にもあまり例を見ない大企業、大法人に対する各種の多数い政策減税措置は、負担公平の税制の根幹に触れる問題であります。

また、固定資産税の調整については、地方税法に基づいて三年ごとに資産の再評価を行なうことが規定されており、たまたま四十八年度がそれに該当したもので、単に企業や法人のみに加重されるものではないはずであります。

現行法人税制の最大問題は、その税率が昭和三十年代以降、連続低下し続けているという事実であります。しかるに、政府は、このような法人に対する減税を行なつてきたのは、企業の体質を強化し、国際競争力を高めるためであると、そのつど答弁されてきました。特に四十年、四十一年と続いた不況対策を名目にして大幅な税率引き下げを行ない、その後、景気の上昇と国際競争力の過剩化にもかかわらず、低税率が維持されて、四十五年度においてようやく一・七五%だけ、それも臨時措置として引き上げられたにすぎません。企業は常に税の軽減を政府に求め、また、政府は最大限にこの要求にこたえてきたというのがこれまでの偽らざる姿であります。したがつて、高度成長の過程でこの税率は引き下げられ、円の大幅再切り上げが目前の問題となり、国際競争力が著しく増大した今日、まず、もとの税率に引き戻すのは当然であり、また、政府が単なる口先だけでなく、高度経済成長のパターンを改め、国民生活の安定の福祉優先にその流れを変えようというのなら、現行法人税制、特に大法人に対する法人税率の改正は当然のこと、法人の受け取り配当の益金不算入制度、支払い配当への軽減税率の適用制度の廃止、さらに、各種の償却制度、準備金制度等、大企業に対する特別有利な、租税特別措置を徹底整理もしくは廃止すべきであると考へます

が、どうでしょうか。

最後に、現行税制についての執行上の不公平についてお尋ねいたします。

過日の、国税庁が発表された昭和四十六年度のごまかし所得は、実に千五百億円以上にも達しておりますが、脱税額は三百六十億円といわれておりますが、これはたまたま摘発を受けたものだけの数字であつて、ほんの冰山の一角にすぎないと国民は見えております。

最近では、特に新たな輸入商社の関税の脱税や、暴力団の脱税等が目立っておりますが、国民大多数の善良な納税者は、課税上では著しい不公平を受け、一方では徴税という執行上の不公平という二重の差別を受けているが、このような国民の納税意欲を著しく減殺する課税と執行上の不公平をどう解決しようと思はれるのか、国民の理解と納得のいく説明を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 第一は、昭和四十八年度の税制改正における減税でございますが、間々申し上げておりますとおり、給与所得控除の拡充などによりまして、初年度三千五百五十億円、平年度三千七百億円の減税を行なうことになつたわけでございます。

一兆円減税ということばがございましたが、一兆円減税ができることは望ましいことでございますが、私は、一兆円減税ということを申したことはないのでございます。五千億円減税と、こういふことでございまして、五千億という数字は、国、地方あわせて実施をいたすように努力をいたしたことは、ひとつ御理解をいただきたい。政府としては、できる限りの努力をいたしましたというところで御理解を賜りたいと存じます。

また、追出し税の問題については、どうしてやらなかつたのかということでございますが、これは、構想としては必要なものとして、現に引き続いて検討しておりますので、企業の移転先、すなわち、受けさらとなる地域の基盤整備を早急に進める必要がございますので、新税の創

設にはなお十分機が熟しておらないということ、引き続き勉強をいたしておるわけでございます。

それから次は、所得税減税は物価上昇分をカバーできないということでございますが、三千五百五十億円に及ぶ初年度の所得税減税を行ないましたし、また、夫婦二人の標準世帯の課税最低限は、先ほどから述べておりますとおり、百十五万円弱に引き上げられたわけでございます。しかも、最低限は、四十八年度分で八%上昇いたしておりますので、消費者物価上昇見込みを五・五%とすれば、これを上回つておるといふことでございます。

法人税の問題について二、三申し上げますが、法人税の負担を高める道は、税率の引き上げだけではなく、課税所得の拡大もその一つの方法でございます。また、四十八年度の改正におきましては、産業関連の租税特別措置の改廃によりまして、平年度四百億円の増税措置を講じたわけでございます。また、固定資産税につきましても、その負担を高める措置が講じられておりまして、この面からも法人の税負担は加重されることになつてございまして。

また、租税特別措置につきましては、従来から、各種の政策目的の合理性、有効性の見地から、常に見直しを行ない、既得権化や慢性化の排除につとめ、その弾力的改廃を行なつてきておるところでございます。

最後に、課税と徴税の二重の不平等な問題について言及をされましたが、課税のみならず、徴税面でも不公平があつてはならないことは申すまでもないところでございます。政府といたしましては、適正公正な税務の執行に全力をあげており、脱税に対しましては厳正な態度で臨む所存でございます。

残余の問題につきましては、所管大臣からお答えを申し上げます。(拍手)
〔国務大臣愛知探一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 第一の私に對するお尋ねは、所得税減税と物価上昇との關係と承知いたしました。昭和三十八年度におきましては、所得税については、給与所得控除をはじめとする所得控除の引き上げ等によって、全体としての減税を考えたわけでございまして、その結果、給与所得の課税最低限が少なくとも八割引き上げられたことになりまして、これは、四十八年度の消費者物価の上昇率の見込み五・五割を十分上回るものと考えておるわけでございまして。

調整減税という考え方につきましては、政府といたしましては、過去においてこうした考え方についても十分に検討いたしましたのでございまして、課税の最低限度をできるだけ引き上げていく、それから所得に關する控除をできるだけ引き上げていく、総体として税負担を軽減するという考え方をとっておりましてございまして。

たとえば、御質問の順序に前後いたしますが、課税最低限を百五十万円にしようかという趣旨の御質問がございましたけれども、その百五十万円というのが、たとえば総理府の昭和三十八年度の家計調査で消費支出が百二十万円程度となっております。それにある種の指数を掛けて、四十八年度は百五十万円程度と、これをお見込みになつて基準にしての御所見であるとかりに仮定いたしますならば、この家計調査の中の消費支出の中には、たとえばレジャーに向けられる支出も、あるいはたとえばカーテレビの購入費というふうなものもあるわけでございまして、これが最低の生計費ということにはならないのではなからうか。それを、課税の最低限がこれと同様にならないではなからうかと思ひます。これは御趣旨を取り違えておるかもしれないけれども、かりにそういうことであるとするならば、にわかには御賛成申し上げるわけにはいかないのではないかと思われま

それから減税額につきましては、ただいま総理からお話ございましたが、自民党といたしましては、昨年度から五千億の減税をどうかして実現したいということを考えておりました。そして、今回御提出いたしております減税額は、地方税を合わせれば、初年度では減税額は五千三百五十億円になります。通例、政党内閣で減税案を発表いたします場合には、平年度の減税分を申し上げるのが通例でございまして、試みに平年度を申し上げますならば、地方税を合わせますと、実に六千四百億円の減税になるといふことも御理解をいただきたいと思ひます。

それからその次は、減税とは何であるか、今回の減税では実質増税ではないかという御説をまじえての御質問でございました。

結論から申しますと、それならば前年度の税額よりも今年度の税額は少なくしなければならぬという、極端に言えはさういふ御議論になるのではなからうかと思ひます。租税負担のあり方というものは、国民福祉充実のために、歳出面での施策の充実が一方において必要でございまして、そして、所得水準の上昇に際しまして、ある程度の負担が上がつていくのはやむを得ないのであるかと思ひます。そうしてそこに勤勞控除その他の方法を用ひまして所得減税をはかつていくというところから、いま申しましたような数字の減税が現実に行なわれるわけでございまして。私は、前年度の税額よりことしの税額は少なくなければいけないというふうな御趣旨がもし入つておるとするならば、これは私はやはり賛成いたしかねるということ率直に申し上げる次第でございまして。

それから租税負担率が低いといふのは負担の不平等を無視しているからである、こういう御議論でございましてけれども、今回の税制改正におきましては、法人については税負担を高めるという方向に即しまして、四十八年度は、税率には手を付けませんでしたけれども、所得対象、課税所得、

この拡大をはかるということに念を入れまして、これは御承知のとおりで、これに對しましていろいろの御批判がおりますことも、よく承知いたしております。そういったような御趣旨のお考えにつきましては、政府といたしましては、漸を追うて、たとえば、四十九年度以降におきましては、そういう御趣旨を取り入れてまいらるべきであらうか、十分税制調査会等の御意見を徴して法人税率の引き上げ等について今後の問題として前向きに検討いたしたいと考えておりますし、また、租税特別措置は、ただいま総理も言及されましたけれども、これは、一たんできたからといって、既得権になつてしまつたのだ、あるいは慢性化してしまつたのだ、こういうふうには絶対に考えるべきものではございませんから、現在の国家としての政策的な要請に基づいて、廃止すべきものは遠慮なく廃止する、あるいは必要なものはまた必要に応じて新しく考へる、こういう考え方でいくべきものである、かように考へる次第でござい

最後に、徴税執行上の公平についてのお話でございました。

徴税の公平ということについては、もう念には念を入れていかなければなりません、ただいま御指摘がございました数字というふうなものは、昭和三十八年度の申告所得税の調査の結果をお示しになつたと思ひますが、税務調査は実は申告漏れというふうなものの事を重点的に調査することにしておりますので、申告漏れの金額が大きいのは、ある意味では当然でございまして、この調査に示されるものは、そして、それだからといって、調査されなかつた納税者についても同じように申告漏れがあるのではなからうかと思ひますが、これは当たらないのではなからうかと思ひますが、いすれにいたしても、こうした御指摘をいただくような点につきましては、この上でも十分戒心いたしまして、適正公正な課税の実現をはかつてま

いりたいと、かように考へております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 萩原幽香子君。
〔萩原幽香子君登壇、拍手〕
○萩原幽香子君 私は、民社党を代表して、ただいま提案になりました租税法に對し、さきの方々の質問との重複を避け、平凡な主婦の立場から具体例によって総理並びに關係閣僚にお尋ねをいたしてまいりたいと存じます。御答弁もまた、家庭の主婦にもよくわかりますように、具体的に親切にお願いを申し上げます。
まず、第一に、所得税の税率についてお伺いをいたします。

大蔵大臣は、今次の所得税の改正は、いわゆる中小所得層の税負担の軽減をはかるためとの御説明でございましたが、それがどうも私にはうなずきかねるわけでございまして。課税所得四十万円以下の一〇％に始まり、それからの上積みは四十万円ごとに二〇％刻みで、二百万円から二百六十万円まで二〇％、それからは六十万円ごとに三〇％ふえ、三百八十万円から四百四十万円まで三〇％というように、現行税率は中小所得層のところで刻みが小さく、したがって、累進税率がきびしいと考へられるからでござい

最近のように物価の値上がりの激しい時代にあつては、低所得層に對して、よほどのあたたかい配慮がきめこまかくなされないと、各目賃金が上がつても、それは物価上昇に食いつぶされてしまつてしまつてございまして。戦時、戦後の苦しい日本をささえてきた中小所得層の課税率を、その生活実態に即して改正すべきだと考へますが、総理、大蔵大臣の御所信のほどを承りたいと存じます。

さらに、こうした基本的な課税率の改正とあわせて、当面の問題として、教育貧乏といわれるほど子女の教育費の増大に悩む中小所得者について、特に義務教育に準ずる幼稚園、高等学校における必要経費を、課税対象から落とす、また、家

昭和四十八年三月七日 参議院會議録第八号

賃の一定額を控除するなど、物価高をもろにかぶり、苦しんでいる人々への救済の方途を講ずべきだと考えますが、いかがでございますか。

さらに、わが党が従来から主張し続けてまいりました勤労未成年者控除については、最低限の引き上げがあったと承りましたが、それにしても、なお課税される未成年のあることを考え、なお格段の配慮を行なうべきと存じますが、あわせて御答弁をお願い申し上げます。

第二に、妻の寄与分に対する控除についてお伺いをいたします。

今度の改正の中で、配偶者控除がわずか一万円で押えられた理由は何でございますか。また、妻に対する贈与税にいたしましては、婚姻期間二十年以上の、しかも居住用不動産に限って、別途改正が予想される六百万円の控除が認められるにすぎません。これは、現在の地価の高騰、物価の上昇には全く合わない低さではございませんか。その上、夫から妻への預貯金の譲渡などには配偶者控除の配慮は全くなく、婚姻期間五年から十年の妻には、基礎控除四十万円以外には何の控除も認められていないこともまた遺憾のきわみでございます。そもそも、夫の労働に対する妻の内助の功は、実に車の両輪とも言うべきものでございませぬか。夫婦財産に関する法制は一般法制とは違った法体系で律すべきものだと存じますが、いかがでございますか。この問題は、いづれ機会をあらためまして詳細にお尋ねをする所存でございますが、まず、基本的なお考えを総理、法務、大蔵各大臣より承っておきたいと存じます。

さらに、私は、昭和四十五年、四十六年と引き続き、予算委員会におきまして、妻の座の正当な評価に關してお尋ねをいたしました。その中で、税制について二分二乗方式の提案をいたしました。この二分二乗方式については、幾多の問題点のあることは私も十分承知をいたしておりますけれども、いまの段階ではこれまた必要性のあることを主張いたしました。四十六年には、当時の福田大蔵大臣から、税調にはかり検討する旨の御答弁をいただいたわけでございますが、その後どのようになつておりますか、また、今後の見通しはいかがですか、承りたいと存じます。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に關する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

次いで、法人税についてでございますが、この問題はさきの質問者の方々からお触れになりましたので、私は割愛をいたします。ただ、一つ、ここで、法人税率を世界水準並みに引き上げ、租税特別措置の廃止分とあわせて福祉充実に回されることは、総理の決断と実行で国民を喜ばせる晴れの舞台となることを申し上げておきたいと存じます。総理、もしお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと存じます。

続いて、租税特別措置についてお尋ねをいたします。

一体、税制上で特別措置の持つ意義はどこにあるのでございませぬか。特別措置による政策目的の実現が、負担公平の原則を犠牲にするにやらないと考へますが、いかがでございますか。その意味から、納得しかねる例を申し上げ、政府の御見解を承りたいと存じます。

聞くところによりますと、某大手企業の昭和四十七年三月初の課税対象所得が約九十億円、したがって、法人税率三六・七五%で算定をいたしました。税額は約三十三億円となるはずでございますが、実際の税額は約十四億円にすぎなかつたというのでございませぬか。それは、税額の中から、配当控除、所得税額控除、試験研究費の税額控除などの措置がとられたからでございませぬか。九十九億円の利益に対して十四億円というのは、実に一六%にも満たないわけ、日本株式会社という外国の批判は、こうした政府と財界の癒着の状態から出たものではございませぬか。

また、世界最悪といわれる交際費非課税についても、私たち主婦から見れば、とらてい納得のいかにぬことがまことに多いわけでございます。ある

大会社の重役さんお一人の年間交際費が三千万円とか、私どもが一生かかっても見るのでない額でございませぬか、こうした多額のお金でどこのように使われておりますか、大臣は御存じでございませぬか。その結果が物価高にもつながらり、家庭破壊にも無関係でないと思はれば、家庭の主婦にとつてもゆゆしき問題でございませぬか。看護婦は、准看を含めて三十二万人といわれ、その不足が嘆かれておりますのに、それに対して、パーやキャパレリのホステスは五十万人、しかも、その収入も、日額十数万円の人もあるとか聞き及びますが、これもまた歯どめのない交際費と全く無関係と言ひ切れるでございませぬか。厚生大臣いかがでございますか。

このように考へてまいりますと、このたびの損金不算入の割合を七五%に引き上げるといふことだけでは、納得いたしかねる次第でございませぬか。大抵、わが国における交際費の規定は、まことに明確ではございませぬ。

そこで、総理にお伺いをいたしますが、東京の会社が箱根や伊豆へゴルフの御接待をなさるのも交際費としてお認めになるのでございませぬか。西ドイツでは、本店、支店の所在地以外では一切交際費は認められないと聞いております。私は、この際、思い切つて交際費非課税を欧米並みに実績申告制度とし、会食程度の内容にしほつて、規定を明確に、ガラス張りにすべきことを提案いたしたいと存じますが、いかがでございますか。

この実績申告による交際費非課税制度を採用されれば、どれほどの増収が見込まれませぬか。この増収分を六十五歳以上のわびしい生活に明け暮れている老未亡人たちの生きがい対策の費用にお使いくださるわけにはまいりませぬか。そうした配慮がなされてこそ、福祉元年への意義があると思へるわけでございます。

最後に、医師の社会保険診療報酬に対する課税の特例が今次の租税特別措置

改正案に全然触れられていない理由を承りたいと存じます。

この制度が昭和二十九年に認められたのは、社会保険診療報酬の適正化実現までの暫定措置でございました。それからすでに十八年の歳月が流れております。その間に、税調からもたびたび改正についての答申がなされたことと承りますが、今日まで改められなかつたのはどういふ理由からでございませぬか。人の命を預かる医師は、当然すべての人々から尊敬されるべきはずでございませぬか。現在、国民感情は必ずしもそうでないことに對して、私は医師の方々のためにも惜しみたいことだと考へる次第でございませぬか。政府は、すみやかに診療報酬の適正化をはかり、あわせて七二%の非課税制度を善処すべきだと考へますが、いかがでございますか。総理、大蔵、厚生各大臣の御所見をお聞かせ願ひたいと存じます。

なお、今次政府より御提案になりました土地税制につきましては、まことに重要問題でございませぬので、別の機会に詳しくお尋ねをいたしたいと考へております。

以上、私は、提案をまじえて若干のお尋ねをいたしました。税は国民が不平不満なく納めるようにすることこそ、平等を基調とした民主政治の基本であることを銘記して今後の問題解決に当たられませぬことを強く要望をいたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 第一に、所得税の問題について申し上げますが、四十八年度の所得税減税は、課税最低限の引き上げ、給与所得控除の拡充などに重点を置いて行ないましたことは、先ほどから申述べておるとおりでございます。先ほど、税率の緩和等につきましては、今後も努力を続けてまいりたいということを申し上げておきます。

かねてから税制調査会でも審議を願っておるところでございますが、所得税制としては基礎控除や扶養控除などの一般的な課税最低限の引き上げで対処することが望ましいというのがその結論でございます。

第三点は、二分二乗方式等の採用についてでございますが、この問題も、なお掘り下げて勉強を必要とするものと考えておるのでございます。

それから次は、法人税の問題でございますが、法人税について四十八年度にどうしたかという問題は申上げておられますので、法人税率の引き上げという問題に対して申上げたいと思っておりますが、法人税率の是正につきましては、これは是正ということになるわけではございませんが、四十九年度の、すなわち来々年度になりますか、四十九年度の税制改正という場では考えていかなきゃならない問題だというふうに理解をいたしておるのでございます。

交際費課税の問題につきましては、これは先ほども御指摘もございましたが、損金不算入割合を現行七〇%から七五%に引き上げまして、これは相当引き上げておるわけでございますが、具体的には、支店で行なったゴルフ招待等は一体どういうのかという具体的な問題は大臣からお答えがこまかくあると思っておりますが、これは限度額の中であれば当然非課税になるわけでございますが、限度額を越せば損金不算入は認められない。具体的な問題は、またいずれ十分御意見を聞きながらお答えを申し上げてまいりたいと、こう考えます。

租税特別措置の問題に対しては、大臣から答えてもらいます。

医師の社会保険診療報酬課税の特例措置の問題につきましては、税制調査会におきまして引き続き審議が行なわれております。政府といたしましては、その答申を待つて適切な措置を講じてまいりたいと、こう考えるわけでございます。

残余の問題につきましては、所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

【国務大臣愛知揆一君登壇、拍手】

○国務大臣(愛知揆一君) まず、第一のお尋ねは、税率の四十万円刻みは低所得者層にきびしいという御趣旨でございます。これは御案内と思っておりますが、昭和四十三年当時に、課税所得の最初の段階に適用される税率は、大体三十万円ごとに五%アップすることになっておりました。それを、現在では、四十万円ごとに二%ずつアップするように改正いたしましたわけでございます。したがって、四十二年当時と四十八年を比べて見ますと、かなり御指摘の点が改善されているように思います。

次は、教育費や家賃の控除についてどう考えるかという御質問でございますが、これらはかねて御要望の強い問題でありまして、いろいろ税制調査会等でも御意見をいただいて積極的に検討いたしておるわけでございます。政府といたしましては、ただいまの考え方は、これは個人家計における生計費の一部をなすものでありますだけに、所得税制としては、基礎控除それから扶養控除等のやはり一般的な課税最低限の問題で処理いたしますことが適切であるという考え方であります。

なお、たとえば教育費控除の問題等になりますと、課税最低限がだんだんこう上がつてまいりますと、課税対象以外になっているところの教育費の負担というものをどうするかというふうな不均衡の問題も出てまいりますので、これは、教育費控除という角度からだけでは、すなわち税制の上からだけではなかなか扱いにくい面もあるのではなからうか。それらの点もあわせて真剣に検討をいたしたいと考えておる次第でございます。

なお、これらのことも考え合わせまして、今回も多数世帯の負担の軽減ということを考えまして扶養控除を引き上げたのも、こうしたことを考えた一つの考え方でございます。

そこで、次に、配偶者控除一万円は低いではないか。これももつともこの点でございますが、今回の税制改正にあたりましては、実は、最近の所得や物価の動向、それから先ほども問題になりました納税者の増加傾向というふうなことを勘案いたしましたして、課税最低限を全体として一〇%程度引き上げたいというのを基準にいたしました。これを基礎控除と配偶者控除等の個別の所得控除の組み合わせによって実現しようとしたのが政府の考え方でございます。このような観点から、今回の改正では、配偶者控除だけをとりますと、基礎控除と同様に一万円が少な過ぎるという御批評が出てまいったわけでございますが、全体としての一〇%の中の組み合わせとしてどういう考え方でありますことも御理解をいただきたいと思っております。

それから同様の問題が、夫と妻との関係についても御指摘 御質疑があったわけでございます。まず、この問題は、私も、非常にごもつともなお考えと思っております。そもそも、憲法の要請しているところから見ても非常に考えなければならぬところであると思っておりますが、他面、身分法、すなわち民法の規定などはまた異なることもございまして、夫婦同権等ということも税法の上から身分法の規定とそぐわないようなやり方をいたしますこともなかなか考えなければならぬ点もございまして、そういうふうな環境の中で考へ得ることは少しずつでも実現していこうと、こういうふうな考え方でございます。したがって、配偶者につきましては、最も必要な居住用財産については、贈与税の特例がすでに認められておりますが、本来、配偶者に対し何らかの優遇措置を講ずるといたしまして、それは夫婦間の協力関係の清算として相続税の段階で行なうのが現在のいま申しましたような環境の中では筋であると考えざるを得ない。結婚途中での生前の贈与につきましては、必要最小限の配慮をするということとどうとどまっておるわけでございます。

それから贈与税の配偶者控除の範囲を拡大して、一般的な財産にも認めようということになりますと、今度は、これは税のほうの問題でございますけれども、所得の分割による所得税の負担回避の問題が起ころたり、あるいは相続税課税との関連から申しまして税務執行上困難な問題もあるというふうなことで、いま申しましたような、気持ちは大いに持つておるのでございますけれども、こうした法制上の制約、あるいは税務執行上の観点などから、さらに克服しなければならぬ問題があるわけでございます。

同様、ただいま御指摘の中には、結婚五年から十年の妻について贈与税の控除が四十万円しか認められない理由を説明せよというお話でございます。贈与税の配偶者控除を設けております理由は、残された妻の老後における生活の場をまず確保する意味合いにおいてでございます。そのため、対象も、生活に最も必要なただいま申しました居住用財産に限っておるわけでございますし、かつ、相当の長期間にわたつて夫婦としての協力関係が持たれてきた者の間における贈与に限定したと、こういうわけでございます。このように期間に達するまでの途中において小刻みな控除を認めますことは、この趣旨から申しましてあまり意味がないというふうなことになるかと思ひます。また、居住用財産の贈与ということからも、一回限りこの控除を認めればよいのではなからうかというふうな配慮からこうしたわけでございます。

また、さらに、二分二乗方式の検討の経緯、今後の見通し、このお話でございますが、これまでの検討の結果から、この方式の採用は、現行の稼得者単位課税のもとにおける片働き世帯、共かせ世帯、それから後家さんの世帯、独身者の世帯の間の税負担のバランスを変えることとなるものであることや、源泉徴収制度面での技術的困難などがございまして、もう少しさらには掘り下げて検討を加える必要があり、また検討を加えたい

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

と、こういうふうな態度でございます。

それからその次の御質疑は、租税特別措置等に
関連いたしました具体的な例をおあげになってお
ります。これは特定の例でございますけれども、

も、その実例の中身がさだかでございます。それ
ども、想像いたしますと、所得税とかあるいは外
国の税額等の控除が法人税に認められております
のは二重課税の回避のためでございますので、あ
るいはいまの御指摘の問題は特例措置とは関係の
ない場合もあり得るのではなからうかと思いま
す。いずれにいたしましても、特例措置につきま
しては、先ほど申しましたように、これが慢性
化したり既得権化したりますことは絶対に防ぎた
い。今回の場合においてもそうでございますが、
特例措置というものは、できるだけ排除する考
え方から立ち上ってまいりたいと思っておるわけ
でございます。

それから交際費の問題でございますが、元来、わ
が国の税制の上におきまして、交際費に課税の問
題を取り上げておきますのは、交際費支出の抑制
という政策目的のために、本来事業を行なってい
く上においてのコストであり、企業会計の面から
見ても当然損金である支出について、一律に損金
を否認して法人税の課税対象とすることとして、
その否認割合というものを逐年増加していくとい
うのが基本的な考え方でございます。で、交際費
支出を抑制しなければならぬ、その必要性の御
認識や御主張は、お説のとおりであると思いま

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

す。このような税制上の特別措置の役割りはあく
まで補完的なものでございまして、先ほど申しま
したが、主たる点は企業経営のモラルの問題とも
関連すると思えます。

それからさらに具体的に、ゴルフ場に招待する
ことはこの特例が認められるのかどうかというお
話でございますが、これは、税の關係から申し
ますれば、一定の認められた範囲内で交際費に充
当することは認められておるわけでございます。ま
して、これを具体的に何に使ったかということもま
で突きとめてまいることはできないと申します
が、そこまでは、いつておりませんわけござい
ます。したがって、税制よりも、慣行あるいはこ
れの援用をされる立場の方々のモラルと申しま
すか、そういうことにもかかるところが多い問題で
あると言わざるを得ないと思えます。

それから外国では一体どうしているのかという
お尋ねもございましたが、交際費の取り扱いが各
国で事情が非常に異なっているようでございま
す。外国の実例等につきましては、いずれ委員会
等におきましてお答えすることが適当かと存しま
すが、非常に慣行が違っておるということは事実
のようでございまして。

大体、以上で私に対する質疑はお答えしたかと
思います。(拍手)
〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中伊三次君) 配偶者控除問題と税
金の問題をめぐりまして、およそ夫婦の財産制度

はどうあるべきかというこの問題を提起された
わけでございますが、この問題につきましては、
原則としてこれを措置いたすには法制審議会
を通さなければなりません。法制審議会の民法
部会の中に身分法小委員会なるものを設けまし
て、ここで主として相続問題について検討を加え
ております。その結果、夫婦の相続権、相続分な
どの諸問題につきましては、遠からず結論が出る
ものと期待をしております。

ただ、私の所見も申し上げなければなりません
が、わが国の憲法は、法律上すべて国民は平等でな
ければならない、かつ、夫婦は対等である、こう
いう明文が強く設けてあるところから、結婚をい
たしました以後においてつくりました財産という
ものにつきましては、夫婦共有で当然である。共
有であつてはならぬという理屈はどこからも憲法
上は出てこない。こういうことを考えますとき
に、夫婦の財産制度は共有制度であるべきだとい
う御所見につきましては注目すべきものがある
と、こう考えます。そこで、法制審議会でのい
論を出していただけることを期待するのでございま
す。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕
○国務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。
まず、最初に、看護婦さんを確保するというこ
とは、国民医療の上から申しまして、目下緊急な
問題であると考えております。これがためには、
看護婦さんの待遇改善をはかるとともに、看護婦

の養成、潜在看護婦の活用など、総合的な対策を
講ずる必要があると考えております。これがため
に、昭和四十八年度予算案におきましては、国立
病院、療養所等におきます看護婦さんに対する夜
間手当の大幅な引き上げ、看護婦養成所の整備の
促進、運営費の助成などの施策を総合的に講ずる
ことといたしておりますが、さらに、看護婦不足
解消のために、早急にその養成確保に関する長期
計画を策定し、これに基づき施策の推進につとめ
たいと考えております。

なお、診療報酬の課税特別措置についてのお尋
ねにお答えいたしますが、この問題は、現在、税
制調査会特別部会で審議されていると聞いており
ます。その意見をも反映して主税当局においてこ
れについての取り扱いが検討されるものと考
えております。

なお、お尋ねにありました診療報酬の問題につ
きましては、中医協の建議、答申に基づき、改定
のつどその適正化につとめてまいったところで
ございますが、なお今後とも適正化をはかるべき問
題もありませんので、引き続き改善につとめてま
いりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 須藤五郎君。
〔須藤五郎君登壇、拍手〕
○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、総
理並びに関係大臣に質問いたします。
今日、公害のたれ流しや、大商社の買い占めに

よる物価の大幅な上昇など、大企業の横暴は目に余るものがあります。

〔議長退席、副議長着席〕

このようになるときに、政府が依然として日本列島改造計画など、大企業本位の高度成長政策のために、国民にますます重い税金をかけ、しかも、大企業にはばく大な減税、免税を行なっていることは、がまんのないところでありませぬ。

現在、勤労者の家計は、激しい物価上昇のため、苦しく、たとえば、年収入百五十万円以下の家庭では、収入の一割以上を内職や借金でやっつけと穴埋めしている状態であることは、総理府の調査も示しているところでありませぬ。

ところが、政府は、このような家庭に給与所得税総額の四割近くを負担させ、月給三万円の独身労働者からさえ税金を取り立てている始末であります。

政府の四十八年度減税案なるものも、実は、勤労者その他の名目収入の増加に伴う税負担の増加一兆千五百九十六億円をわずか三千五百五十億円ほど軽くするという程度のものにすぎず、しかも、給与所得控除の定率分を大きくして、比較的高級のサラリーマンを優遇したものではありませんか。憲法二十五条が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めているように、本来、生活費非課税こそが課税の原則でなければなりません。

総理は、福祉経済への転換などと公言しており

ますが、そのことばがもしほんとうのものであるなら、所得税は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除を四大家族百五十万円まで引き上げるべきであります。また、給与所得控除は、低賃金の労働者を守るために定額控除を大幅に引き上げるべきであり、さらに、すでに外国で実施されているように、家賃や高校以上の教育費の一定額や、医療費、通勤費などの全額を生活必要経費として特別に控除する制度をつくるべきであります。

総理は、二千二百万人の低所得の労働者、サラリーマンを無税にするこの措置を実施する意図が、おありかどうか、答弁を求めるところであります。

また、現在、住民税、事業税などの地方税が、政府の政策のために、国税以上に国民を苦しめていることは、議論の余地のないところでありませぬ。政府は、住民税の均等割りを廃止し、個人の住民税、事業税の免税点を、前に主張した所得税に準じて大幅に引き上げ、所得税を含めて二兆円の大衆減税を断行すべきであります。その決断と実行の意思が、おありかどうか、総理並びに自治大臣の答弁を求めるところでございます。

次に、入場税についてであります。これが戦費調達のための戦時税制であり、国民の文化、芸術活動に耐えがたい重圧となっているために、その撤廃請願が本院においても二度にわたって採択されたことは、総理も御存じのことでございます。ところが、政府は、税率を五％下げるといふ小手

先のごまかしで逃げようとしております。総理、これがあなたの文化国家でございませぬか。歳入からすれば、F4Eジェット戦闘機四機分にすぎないこの悪税は、直ちに撤廃すべきであります。総理の明確な答弁を求めるところであります。

次に、現在、国際通貨危機は一そう激化の様相を深め、円の大幅切り上げによる中小企業の打撃がきわめて深刻になっております。政府は、中小企業対策に万全を尽くすなどと宣伝してありますが、提出された税制は、最も打撃の大きい零細企業を主体とした白色申告者を除外した事業主報酬制度にすぎないではありませんか。しかも、この制度さえ、中小零細企業の要求とはほど遠いものであります。これが万全の措置であるとするならば、自民党政府は中小零細企業を見殺しにしようとしているのだと断じて差しつかえございませぬ。政府は、苦境にある中小業者を救済するために、白色・青色の差別なく、個人業者の自家労働を認め、事業主、家族専従者の給与は、全額経費として控除すべきであります。また、中小企業の法人税率を平均して五％引き下げ、中小同族会社の留保所得に対する特別課税を全廃し、数千億円の中小企業減税を断行すべきであります。総理並びに大蔵大臣の責任ある答弁を伺いたいと思っております。

次に、私は、歴代自民党政府が大企業、大資産家に不当にも与えてきた特権的なばく大な減税、免税をきびしく糾弾しなければなりません。今日、租税特別措置、さらには法人税法の引き当て金などによる大企業の特権的な減免税額は、国税だけで実に三兆円にも及びます。これこそ国民に対する不当きわまる重税の一端であり、税負担の公平の原則をまっこと踏みにじるものであります。また、このような特権的な減免税制度が、法人税率の低さと相まって、大企業の異常な国際競争力の源泉の一つとなり、今日の円切り上げを招いたことは、世界の世論の指摘するところでありませぬ。

さらにはまた、現在許すべからざる反社会的行為として世論のきびしい指弾を受けている大企業の投機が、この特権的な税の減免を重要な源泉とした手持ち資金のたぶつきにあることも明らかたところでありませぬ。ところが、政府は、産業税制を改廃合理化などと世論をあざむきながら、実は、大企業の海外資源開発やその他の海外投資に特別な減免措置を新たに行なおうとしております。破廉恥きわまりない態度と言わなければなりません。政府は、税負担の公平のためにも、また、円対策、投機防止対策のためにも、大企業、大資産家に対する租税特別措置その他による税金の特権的な減免税制度を全廃し、さらに大企業に対する法人税率を四三％にまで高め、また、大資産家に対する所得税率も七五％まで引き上げるべきであります。

総理は、さきの総選挙を通じて国民の政治に対する期待や不満を痛いほど感じとりましたと述べ

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 一六一

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

ておられますが、もしもそうならば、いまこそその大企業奉仕の税制とはつきり手を切るべきであります。その決断がつくかどうか、答弁を求めらるものであります。

最後に、政府は、受益者負担などのごまかしによつて、社会経済基本計画においても、国民の税及び社会保険負担率を五年間に五・七%も高めることを計画するなど、重税政策を今後の基本としております。このために、物価に織り込まれて国民生活に大打撃を与える付加価値税制導入の企てを依然として捨てようとはしておりません。私は、このような政策が自民党政府の命取りになることを警告し、その撤回をはつきりと要求して、質問を終わるものでございます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 第一点は、四大家族の課税最低限を百五十万に引き上げよということでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、今年度は、課税最低限は、平年度で百十四万九千六十円ということになったわけでございます。して、アメリカを除いて、イギリス、西ドイツ、フランスの例を上回るどころまでようやくたどりついたという事実を御理解いただきたいと思つてございます。

また、所得税、特に低所得者に対する減税につきましては、過去も毎年実行してまいつたわけでございますが、将来の問題としても、これが軽減に對しては努力を続けてまいりたいと、こう考

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に對する特別措置に關する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(總旨説明) 一六一

るのでございます。

家賃、医療費、教育費などの特別控除については、先ほど萩原さんにお答えをしたとおりでございますが、税制調査会で御審議をいただいております。しかし、調査会としては、所得税制としては、基礎控除や、扶養控除などの一般的な課税最低限の引き上げで対処するのが望ましいといふのがその結論でございます。医療費や通勤費につきましても、特別控除を設けるなどの措置を講じておることは、御承知のとおりでございます。なお、二兆円減税はいかにということでございますが、二兆円減税の前には一兆円減税があるわけでございますし、まあそこまですぐお答えできるような状態ではございませんが、しかし、減税や適正な税制につきましては、引き続き勉強してまいっておるわけでございます。

入場税を全廃せよという趣旨の御発言でございますが、御指摘のとおり、入場税につきましては、料金を千円以下の映画及び二千円以下の音楽、演劇につきましては、税率を一〇%より五%に引き下げたわけでございます。今度はいへんいこととをやつてくれたということで関係者からほめられておるわけでございますが、しかし、これをゼロにすることが望ましいというお考えは、承つておきます。

それから事業主報酬制度を白色申告者にも適用せよというふうな問題につきましては、大蔵大臣からお答えをいたします。

それから中小企業の法人税率を五%引き下げよという問題でございますが、一億円以下の法人に對する税率は、年三百万円までの所得については二八%となつております。資本金一億円超の法人に對する税率三六・七五%に比し、相当大幅に軽減をされておるわけでございます。

それから租税特別措置については、大蔵大臣から申し上げます。

それから今度の租税特別措置の中で、改正をいたしましたり、それから整理合理化を行なうために四百億円近くの増収をはかつたりというだけではなく、固定資産税につきましてもその負担を高める措置をとつておりますし、土地の譲渡益については、通常の法人税、地方税に加えて二〇%の土地の譲渡税を課税することにしたとおるといふようなことで、法人に對しては重課の方向にあることは、御承知のとおりでございます。

なお、大企業四五%に法人税を上げよとか、大資産家に對して七五%の増徴を行なつてはどうかというふうな問題については、いまここですぐどうこうと答弁できる問題ではございません。しかし、法人税につきましては、四十九年はしかるべく考慮をしなければならぬであろうということは、先ほど申し上げたとおりでございます。また、大資産家といふまでも、大きな所得者は累進課税率が適用されておつていろいろな問題も存在することは事実でございますので、御意見として承つておきたいと、こう存じます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 総理からいただいたので、あるいは重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思つて。

第一は、所得税と各種の控除の問題、それから負担軽減をもつと大幅にすべきであるという御趣旨の御質問でございますが、政府といたしましては、所得税の軽減につきましては、いろいろの観点から考えまして、課税最低限をできるだけ引き上げることにはしたことは累次御説明のとおりでございます。その限度の引き上げが八%以上になつておりますので、物価との関係においては私は説明がつくと考へておるわけでございます。

そこで、四大家族百五十万円に最低限度をすべきである、そのためには人的控除を各方面にわたつて引き上げるべきであると、こういふ御意見でございます。これは、そうしたお考えに私は決して反対ではございませんので、順を追つて将来にわたつて特に勤労階級の所得減税をはかつていきたいと考へることは、私も御同様でございます。しかしながら、試みに今回の所得税の減税を見ただけは、自然増収額をいろいろ御指摘になつたけれども、その二七%以上を占める減税額というものは、これまでしばしば行なつてまいりました減税の歴史から申しましても、決して劣るものではない。むしろ、十分の成果であるといふことが言えると思つておるわけでございます。また、税額三千億円を初年度でこえるといふこと

は、実は最近における過去の例のないところであ

るといふことも御評価をいただきたいと思いま
す。財政需要等を考え、そして財政を組んでま
りますために、税源の關係から申しまして、こ
の程度のところをぎりぎりのところであり、ま
た、私は、減税を現実に相当に納税者側からも評
価していただけると考えておるわけでございます
す。

給与所得控除につきましては、今回の改正にお
いても特に考えたところでございますが、低所得
者に影響の多い給与所得控除、この定額部分とい
うのが御承知のようにございますが、これを十三
万円から十六万円に引き上げて低所得の所得者の
負担軽減に配慮したことも、御承知のとおりかと
思います。

それから家賃控除、授業料などの生活費につ
いて個々に特別控除を設けることの御提案でござ
いますけれども、個人の生活態様は、申すまでもな
くきわめて多種多様であります。その生計費の中
から特定の費目だけを取り上げて特別な控除を認
めるという事はいかかであろうかという政府の
考え方でございます。むしろ、これは、一般的
な先ほど来申しておりますような課税最低限の引
き上げで総合的に対処していくべきものと考えて
おるわけでございます。

なお、それならば、医療費や通勤費はどうか
と。医療費や通勤費は、なるほど一般的な生計費
の場合と性格を異にしておりますところから、特

別控除を設ける等の措置をすでに講じておること
は、これも御承知のとおりでございます。

老年者控除や障害者控除等は、基礎控除、扶養
控除等の人的控除を補って追加的な費用をしん
しゃくする、こういう趣旨から設けられているも
のでありまして、その意味から、税制上の措置と
しては所得控除とすることが適當であると考えま
するので、それまで税額控除であったものを、昭
和四十二年度に税制改正をいたしまして所得控除
に改めることにいたしましたわけでございます。こ
ういふ考え方をこれからも一貫してとってまいり
たいと考えます。

入場税につきましては、総理から言及されまし
たが、映画、演劇、音楽等を催す場所への入場者
に對しまして、その消費支出に着目して課される
性格のものであります。通行税それから地方
税でございます。娯楽施設利用税、料飲税などと
も、わが国のサービス課税の一環をなすものと
して今日まで行なわれてきたわけでございます。か
ら、いま直ちに入場税を全部廃止するということ
はいかかであろうか。他との均衡を失するとい
うことにもなりますので、さらにその内容等に
おたりまして、今回も相当改善をいたしました
が、内容等にわたりまして将来ともによく検討い
たしたいと思っております。

事業主報酬制度を白色申告者に適用すること、
それから同族会社の留保所得課税を廃止して、中
小企業に對する法人税率を五%引き下げるこ
と、

これらの御提案にお答えいたします。

今回認めることにいたしました事業主報酬制度
は、同族法人と類似している個人企業は相当多い
わけでございます。これに對して、みなし法人課
税方式を選択する制度を設けたことは御案内のと
おりであつて、この意味は、いわゆる店と奥との
經理区分を明確にして、企業經營の近代化、合理
化を推進するという政策目的も実はあるわけでご
ざいます。したがつて、こつういふ点も考え合わせ
ますと、これを直ちに白色申告にも及ぼすとい
うことはいかかであろうかといふ方から、別途
白色申告につきましても若干の軽減措置を講ずる
ことといたしました。現在青色に限定をしてや
つてまいりたい。それからサラリーマン等に對する
均衡等につきましても、いまいろいろ申し上げま
したような点でできるだけ均衡をとりたいた、こ
う考えたわけでございます。

中小法人につきましては、これも総理から言及
されましたが、一億円以下の法人に對する税率
は、年三百万円までの所得については二・八%と
なつており、一億円超の法人に對する税率三・六
・七五に比しまして相当大幅に軽減されている実情
でございます。中小法人の税負担につきまして
は、これまでも十分配慮しているつもりでござ
います。なお、今日の状況下において輸出関連中
小企業等に對してはどうしているのかと。これ
は、果次申し上げておりますように、非常に大切
な問題でございますから、政府としては真剣に連

日取り組んでおるわけでございます。財政上の
措置、これは予備費を活用する、それから金融上
の措置については財投を大幅に活用する、それか
ら税制の面におきましては納税の猶予その他の措
置を現実に講じつつあるわけでございます。あ
わせてお答え申し上げます。

それから同族会社の留保金課税を廃止せよと。
この制度は、会社と同族株主の利益が一致してい
る同族会社では、恣意的に所得を株主に分配しな
いで、社内に留保することによつて累進税率によ
る所得税の課税を免れるといふ場合がございま
す。租税負担を不当に軽減されることがないよ
うに、これを防止するために設けておるのでござ
いますから、この制度をにわかに廃止するとい
うことは考へておらない次第でございます。

なお、個人の株式等の譲渡所得の非課税につ
いても若干言及されたかに聞き取りましたので、一
言お答えいたしておきますが、株式等の譲渡所得
を一般的に課税することは、その前提条件が整備
されていらないと言へませんので、また、一方にお
いて譲渡損の問題もございしますので、考へよう
よつてはかえつて負担の不公平を招く結果ともな
りかねないので、いまま少し慎重に検討いたした
いと考へております。

それから最後に、近年における有価証券市場の
状況等に顧みまして、今回の税制改正にあたりま
しては、株式等にかかる有価証券取引税の税率を
二倍に引き上げることといたしておりますので、

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に對する特別措置に關する法律案、所得税法の一部を
改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十八年三月七日 参議院會議録第八号

一六三

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

今後、これらの税率につきましては、十分配慮を加えてまいりたいと考えます。(拍手)

これもあわせて御審議をいただきたいと思っております。次第でございます。(付加価値税の問題)と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。付加価値税につきましては、一つの大きな問題として真剣に検討をいたしておりますけれども、いろいろこれについては利害得失その他の考え方もございます。現在、政府が付加価値税をやるということを表明するような考え方には、またその時期ではございません。(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○国務大臣(江崎真澄君) お答えを申し上げます。

住民税、それから個人事業税、それから住民税の均等割り、廃止しろということについてのお尋ねでございますが、自治省といたしましては、国民生活の水準、それから地方財政の状況等を十分考慮いたしまして、課税最低限の引き上げを行なってまいりました。今度も、八十万円から八十六万円ということで引き上げを行なったような次第でございます。(「少ないぞ」と呼ぶ者あり) いや、それは少ないから百五十万円にしろ、こういうお話でございます。これは所得税等と見合いな

がら、なるべく課税最低限を引き上げると、こういう御趣旨のように承りまするが、所得税というのは、これは御承知のように、所得再配分の思想に基づくものであります。それから住民税は、自分の最も密接に関係する地方公共団体の一翼になら、負担をする、こういう考え方に立つわけで

ありまして、税率も所得税の累進課税とは比較にならないほど低いものでございまして、まあ今日状況ではこの程度が最も適当であろうかというふうに考えておりますが、なお今後の国民生活水準等々十分配慮いたしまして課税最低限を引き上げていくことには検討を加えてまいりたいと思っております。

それから均等割りはなくしたらいいのではないかと。これは、衆議院の場面でも共産党の方から御要請があったわけでありまして、御承知のように、この均等割りは、県民税の場合で、わずか一年を通じて百円でございます。それから五十万円以上の都市で六百万、五万から五十万が四百円、それ以下の市町村ではわずか二百円、一年間を通じて見ますと、府県分を合わせましてわずか五、六百万、これはやはり最も密接に関係をする地方公共団体の一翼をになつていく、自分も何がしかの税負担はしておるんだというその自覚から考えまして、存在することのほうが妥当であつて、全部免除をする、何でもただだほいいいことは当たらないのではないかと。

それから個人事業税につきましても先ほど大蔵大臣から詳しくお答えがありましたので、重複を避けさせていただきますが、事業主控除を六十万円から八十万円、二十万円引き上げをはかる等々、いろいろ配慮をいたしております。これも、中小企業事業主が地方のサービス、開発に応分の税負担をするという趣旨に基づく税であります。しかし、なお、

○副議長(森八三三君) これにて質疑を終了いたしました。

○副議長(森八三三君) 日程第二 国務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度地方財政計画について)

日程第三 地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件を一括して議題といたします。まず、自治大臣の報告及び趣旨説明を求めます。江崎自治大臣。

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○国務大臣(江崎真澄君) 昭和四十八年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十八年度の地方財政につきましては、現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な財政運営を行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えながら、長期的視野のもとに、積極的に住民福祉の充実に必要を必要があります。昭和四十八年度の地方財政計画は、このような

考え方を基本とし、以下申し上げます方針に基づいて策定することいたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税、電気ガス税等についてその軽減合理化をはかることとあります。

また、土地に対する固定資産税の課税の適正化をはかるとともに、特別土地保有税を創設することとしております。

第二は、地方税及び地方交付税の伸長の状況等を考慮しながら、昭和四十七年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることによる影響を緩和するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から九百五十億円を借り入れることとする。引き続き沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金三百八十八億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、福祉優先の基調に立脚し、社会福祉施策等を充実するとともに、住みよい生活環境を整備するため、国庫補助負担制度の拡充並びに地方交付税及び地方債による財源措置の充実に配慮することとあります。

まず、老人福祉、児童福祉等の社会福祉の充実、教育の振興をはかるとともに、地域住民の生活環境の改善と安全の確保の観点から、公害対策、交通安全対策、消防救急対策を推進することとしております。

次に、児童生徒急増市町村における義務教育施設に対する国庫負担率の引き上げ等により人口急増地域における公共施設の整備を推進することも、過疎及び辺地対策事業債の増額、集落の移転整備等の過疎地域対策を促進し、あわせて広域市町村圏の振興をはかることといたしております。

第四は、各種の長期計画の改定に即応しながら、地域の特性に即して、地方道、上下水道、廃棄物処理施設、厚生福祉施設等の社会資本の計画的な整備を推進するとともに、公共用地の先行取得の拡充等公有地の拡大を促進することとあります。

第五は、地方公営企業について、地下鉄事業に対する助成措置の拡充、路面交通事業にかかる新たな再建制度の発足等その経営の健全化を積極的に推進する措置を講じ、経営基盤の安定をはかることとあります。

第六は、地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立をはかることとあります。

以上の方針のもとに、昭和四十八年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、十四兆五千五百十億円となり、前年度に対し、二兆八千十二億円、すなわち二三・八%の増加となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方負担と地方財政の現状にかんがみまして、

第一に、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化をはかること、

第二に、宅地等にかかる固定資産税について、課税の適正化をはかるため所要の措置を講ずること、

第三に、特別土地保有税を創設することをその重点といたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限を引き上げることとし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げるとともに、特に低所得者層の負担軽減をはかるため、市町村民税の所得割りの税率の緩和を行なうことといたしました。

次に、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減合理化をはかるため、事業主控除額を八十万円にするとともに、電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、税率を六%に引き下げることといたしました。

また、固定資産税につきましては、宅地等にかかる固定資産税の課税の適正化をはかるため、住宅用地につきましては軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変緩和の措置を講じながら、評価額に基づいて課税を行なうことといたしました。

さらに、土地税制の一環として、土地の投機的取得を抑制することを目的とする特別土地保有税を市町村税として創設することといたしましたのであ

ります。この場合において、農林経営規模の拡大、工場の地方分散等の施策等に適合する用途に供されている土地等につきましては、非課税とすることとし、また、市町村ごとの面積の合計額が一定面積に満たない場合は、課税をしないことといたしました。

このほか、料理飲食等消費税、固定資産税等の免税点等の引き上げ、不動産取得税等の非課税範囲の拡大等各税を通じて負担の適正合理化ないし地方税制の合理化をはかるための整備等所要の改正を行なうことといたしております。

以上の改正により、昭和四十八年度においては、個人の住民税における千六十二億円をはじめ合計千七百十七億円の減税を行なうこととなりますが、一方、固定資産税の課税の適正化等により四百八十五億円の増収が見込まれますので、差し引き千二百三十二億円の減収となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明を申し上げます。

昭和四十八年度分の地方交付税の総額については、ただいま昭和四十八年度の地方財政計画の概要で御説明を申し上げましたとおり、現行の法定額に交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ金九百五十億円を加算する特例規定を設けることといたしました結果、総額二兆九千七十四億円で、前年度に比し四千三百三十五億円、一六・六%の増加となります。

また、昭和四十八年度の普通交付税の算定にあたっては、地方財政計画の策定方針に即応して、住民生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進し、社会福祉水準の向上に要する経費の増額をはかりますとともに、引き続き過密・過疎対策、公害対策、交通安全対策、消防救急対策等に要する経費を充実するため、地方交付税の単位費用及び算定方法の改正を行なうことといたしております。

以上が昭和四十八年度の地方財政計画の概要と地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

(拍手)

○副議長(森八三三君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。神沢浄君。

〔神沢浄君登壇、拍手〕

○神沢浄君 私、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました昭和四十八年度地方財政計画並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案に関連して、田中総理及び関係大臣に対して若干の質問をいたします。

まず第一に、総額十四兆五千五百十億円にのぼる昭和四十八年度地方財政計画についてでありますが、政府の国際経済情勢の見通しの誤りと経済政策の破綻にもかかわらず、何ら是正することなく、ただ単に数字のつじつまだけを合わせたにす

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度地方財政計画について)及び地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

きないまことに無責任な計画と言わざるを得ません。すなわち、一昨年のドルショックによる経済情勢の悪化に対してとられた地方財政対策は、総額五千億円の八〇%を占める四千億円の地方債の増額と交付税及び譲与税配付金特別会計の借り入れ金でありました。引き続き、昭和四十七年度の財政対策は、切り詰めた約八千億円の必要不足財源に対して、これまた、その八〇%を安易に地方債の増額と配付金特別会計の借り入れ金に依存しているものであります。四十八年度計画においても全く同様な構造が引き継がれておるにすぎないものであります。地方財政は四十六年以來常に不安定な要因の上にすわられ続けているのであります。

しかも問題なのは、四十八年度計画においては、わが国経済を大きくゆるがしている円のフロートについての影響が全く無視されているという点であります。きょうもなお、外為取引市場は閉鎖をされたままのようであり、円の変動相場制がとられたのは二月十四日であります。この地財計画が閣議で決定されたのはそのあとの十六日であり、まことに無責任と言わざるを得ないではないですか。この計画では、地方税収の伸びを前年比府県税二九・七%、市町村税二四・一%としております。中でも、府県税のうち、法人事業税は三六・八%、住民税の法人税割りは三六・七%と、政府はたいへん強気の見込みをしておるのでありますが、円の切り上げが大きく景気に影響して税収の大幅減

少をもたらした事実は、きわめて最近において経験済みのことであり、政府はこの計画にあくまでも自信があると言えますか。あるとするならば、十分納得のいく説明をまず総理にお尋ねをいたします。そして、もしもないとするならば、そのため混乱と動揺を招くのは政府ではなくて地方公共団体でありますから、この際、政府は責任上、当然四十八年度地財計画の組み直しをすべきだと思いますがいかがですか。この点、総理及び自治大臣に所見をお伺いをいたします。

次には、地方交付税についてであります。政府は、昨年引き続き、四十八年度についても臨時沖繩特別交付金三百八十八億のほかに、交付税及び譲与税配付金特別会計において九百五十億円を借り入れて、これを法定額の計算に加えて措置をしているのであります。四十六年来の経過は、現行交付税制度では、もはや地方の増大する財政需要に応じ切れないことがきわめて明らかになってきたと言わざるを得ません。この点に関して昭和四十七年末の地方制度調査会は次のように答申を行なっているのであります。すなわち、国における公共事業の拡大等に伴う財政需要の増大や一般財源の不足を補うための地方債による振りかえ措置など、明年度はあと一限り一般財源によつて措置をするよう地方交付税の所要額を確保すべきである。以上が調査会の答申であります。政府はそのうち何一つとして実現をしていないではありませんか。そのみか、四十八年の借

り入れ金九百五十億円さえも四十九年分から減額をするというのであります。

言うまでもなく、地方交付税は地方の有きな一般財源であります。国の補助金ではないのであります。問題は、政府が自己の財政の都合で左右する補助金化した現状の運用の姿勢が大きな誤りであることを私は指摘せざるを得ないのであります。すでに制度的赤字は三年間連続をしております。しかも、四十八年度においては地方制度調査会が指摘した点ばかりではございません。義務教育職員の一〇%ベースアップに必要な地方費百四十三億、地方自治法改正による特別区の完全自治体化の所要増五百数十億など、重要な制度の改正を政府が意図しておる以上、この際、当然交付税率の大幅な引き上げと配分についての抜本的改革が断行されるべきだと思いますが、この点自治大臣及び大蔵大臣の所見を伺いたいと存じます。

次に、地方税制についてお尋ねをいたします。今回提案されている地方税法の一部を改正する法律案によれば、個人の住民税、個人の事業税及び土地にかかわる固定資産税について住宅用地に對し軽減措置を講ずるとともに、特別土地保有税を創設する等となっておりますが、改正案によつても、個人住民税の課税最低限は、夫婦子供二人の標準家族で所得税が百三万七千八百六十円となつておるのに対し、住民税は八十六万五千七百六十円となつており、その差はまだまだに十七万二千九百四十円と、大きく開いております。なるほど逐

年近づきつつある点は認識するところであり、所得税と住民税との性格論についても、もとより意見のあるところではあります。先ほどの点についての御答弁もありましたが、納得のいかにないのは、住民税といえども、税の性格がいかになるといえども、国民の生計費に食い込む課税はきわめて不合理と言わざるを得ません。早急に一致せしめるよう是正すべきであると思ひますが、所見を伺います。

また、特別土地保有税については、日本列島改造論が列島買い占め論と化しておる今日、大企業等の土地投機を抑制することはもとより必要であります。しかし、保有百分の一・四、取得百分の三という低率で、はたして税の目的が達成できるかどうか。しかも容易に抜け穴ともなりかねない除外条項が五十余も付帯するとうに及んでは、その上、取得の課税の基準日を四十八年七月一日としたことは、ことさらにいわゆるかけ込み買い占めの便宜を供与することになり、法の空洞化を政府みずからの手によつて行なうことになりはせぬか、この点の解明を求めたいと思ひます。

次に、私はこの際、農地並み課税の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。この問題については、昨年の一部改正以來の経過にかんがみましても、いまや既定の事実として、政府・与党間でも検討がされてきたものであります。それにもかかわらず、今国会に地方税改正案として提案されていないということは、はなはだ無責任と言

うべきだと思っております。何ゆえに政府が責任を持って提案しないのか、政府の所見を伺いたいと存じます。

自民党政府の土地政策の不在を農民に押しつけているということは、断じて容認できるものではありません。また税の原則からしても、市街化区域内といえども営農耕作が継続されておる限り、その固定資産税はあくまでも農地並み課税が保障されるべきものと考えますが、これまた、あわせて見解を伺っておきたいと存じます。

次に、私は、地方税財源の強化の点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

地方税の歳入に占める比率は、過去においては四〇%以上を占めてきたところでありましたが、四十七年、四十八年と三七%台に低下を遂げてまいっております。地方自治はいよいよ転落の方向に向かっていっているわけでありまして。特に市町村税の伸び率の低下はなほだしく、四十八年度計画においても、前年比、道府県税が二九・七%、市町村税については二四・一%と、大きく差が生じてきておる現状であります。地方自治のない手が市町村であり、福祉行政推進の中心が市町村であるべきことは、論をまたないところであります。それゆえに、地方税の拡充、特に市町村税源の強化こそ、急務中の急務と言ふべきだと思えます。

さらにはまた、国の経済政策の結果、人口、産業等の異常な大都市集中が生じ、それによって増加する財政需要の問題すなわち大都市税源の充実

も、これまた喫緊の問題と言わざるを得ないと思えます。この点に関しては、第十四次、第十五次の地方制度調査会も繰り返し指摘を行なっておるところであります。すなわち、事務所・事業所税の創設をはじめ、都市新税の創設、さらには法人に対する非課税及び租税特別措置の撤廃とともに、法定外普通税、不均一課税の問題が提起をされておるのであります。ところが、これに對して、政府は、何らの実現もはかろうとしていないのはなぜでありますか。これでは政府は、地方行財政の問題をことさらに輕視しようとしておるようにはしか思えません。特に事務所・事業所税の問題は、すでに一昨年来の懸案であるのにもかかわらず、放置したままでおるのどのような理由からでありますか、その点をも伺いたいと思っております。

次に、地方債について若干お尋ねをしておきたいと存じます。地方債の歳入に占める比重は、年々増大しつつあるところでございます。しかも今日、地方の行政が強く求められておるのは、生活関連社会資本の拡充の問題であります。そのため、の単独事業や公営企業投資等の推進については、地方債の持つ役割りはますます大きいわけであり、このような観点からも、地方債の国による許可制を廃止することは、地方公共団体がすでに多年にわたって主張しておるところでもあり、政府としてもいまや断行すべき時期と情勢に立っておるものと考えられますが、御見解を伺い

たいと存じます。また、地方債の自由化とともに、政府資金の充当率を高めて良質な地方債を確保することは緊急な課題だと思えます。この際、地方財政への圧迫を避けるために、政府資金の構成比を高め、償還期限の延長等、貸し付け条件の改善をはかるべきだと考えますが、これまた御所見を伺いたいと存するのであります。

日までの補助金政策を通じて、地方財政の国への従属化を押しつけてまいりました。政府の補助金政策による地方支配は、地方財政をがんじがらめにして、行政の自主性、自律性を奪ってしまっているのではありません。そののみか、現状では地方自治の本旨をうたった憲法も地財法も、実は国自体の手によって全く空文化してしまっているのではありません。

さて、最後に私は、地方行財政に対する政府の基本姿勢を、これは総理にお伺いをいたしたいと思っております。

○神沢浄君(統) 私はこの際、この点に関して、政府に真剣な反省があるかどうかをまず伺いたいのであります。

先ほど承りました趣旨説明は、まことにおみごとな作文でございました。しかし、私はあたかも羊頭を掲げて狗肉をひさぐの感を受けざるを得なかったのであります。すでにいままでも個々に指摘をしておりましたように、今日、政府・自民党の財政政策によって、地方財政の国に対する従属の度合いはますますひどくなっておりますのであります。たとえ趣旨説明では、地方財源の確保とその重点的配分をうたっております。しかし、この計画の数字が実は正直に示しておりますように、著しく伸びておるのは国庫支出金であり、たいへん落ち込んでおるのは交付税であります。どこに財源の確保と重点的配分がありますか。これこそいわゆる補助金政策の構造的拡大を意味する以外の何ものでもありません。政府は今

政治は作文ではありません。政府が真に福祉行政への転換に熱意を持っておるならば、その政策推進のない手である地方行政に対してはどのような姿勢で臨もうとしておるのか、この点をお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(田中角栄君) 基本的な二点に對してお答えを申し上げます。円フロートによる影響を無視している地方財政計画を組み直せという趣旨の御発言でございますが、円の変動相場移行に伴う国内経済への影響につきましては、流動的な要素が多く、現段階で年度を通じた経済全体に及ぼす影響を的確に把握することは困難であります。今後の経済の動向及

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

及びその地方財政に与える影響につきましては、十分注視をしまりたいと存じます。なお、最近の経済の実勢から見まして、昭和四十八年度の地方財政計画を組み直す必要はないと考えておるのでございます。

それから第二点は、地方財政に対する基本的な姿勢でございますが、地方財政につきましても、従来から地方自治の本旨を尊重し、地方団体が自主的な財政運営を通じて、地域の実情に応じて、社会福祉の充実、社会資本の整備など、住民福祉の向上をはかることができるよう地方財源の確保をはかってきております。今後とも高福祉社会の実現の要請にこたえ、地方団体が自治の本旨に立脚してその施策を推進し得るよう、地方財源の一層の充実強化に努力をしまりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕
○国務大臣(江崎真澄君) お答え申し上げます。

第一点の地方財政計画を改める必要はないかという点については、いま総理からお答えがあったとおりでございます。私も、今後の経済情勢の推移については的確に把握をしまりたいと思っておりますが、幸い景気が上向きになっておりますので、相当程度吸収されて、歳入等に欠陥を生ずることはまずないというふうに考えております。

それから地方交付税率についてもっと増強をすべきである。これはよく前から議論される点であ

国務大臣の報告に關する件(昭和四十八年度地方財政計画について)及び地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

りまするし、また税制調査会、地方制度調査会等においても、地方財源の拡充強化ということを常に言っておられるわけでありまして。しかし、幸い、いまの交付税率がきまりました昭和四十一年以来、二〇%以上の順調な伸びを示しております。来年度におきましても、地方税において二七%程度の増が予想されますほか、国の一般会計歳出予算における地方交付税等順調に見込まれておるといふわけでありまして。ただ、御指摘の、九百五十億円をこの資金運用部資金から借りておるのではないかと、そのとおりでございます。これは昨年の特別対策に見合つて講じた措置でありまして、幸いこれは本年度うちの自然増収分をこれに充てておるわけでありまして、決算とともにこれは返却するという手だてが講じてございます。

しかし、今後とも、地方財政につきましても、十分経済情勢や財政状況の推移等を見きわめまして、配慮をしまりたいと考えております。

それから義務教育職員給与を一〇%ほど引き上げるという政策を打ち出しておることについての地方財政に及ぼす影響いかん。これにつきましては、今後人事院の裁定にまつわけでありまして、お尋ねの所要経費は約二百八十億円、一〇%とかりにいたしますと、地方負担は百四十五億円、御指摘のとおりになります。したがって、これは地方税、地方交付税によつて措置をしまりたいというふうに考えております。

それから住民税の問題につきましても御質問がご

ざいしました。これは先ほどの須藤議員にもお答えをしたとおりであります。もう税の性格等を踏まえての御質問でございますから、重複を避けませんが、当然政府といたしまして、課税最低限の問題につきましても今後よくよく配慮をいたしまして、国民生活の水準、地方財政の状況等々ならみ合わせて、適切な配慮や軽減措置をとつてまいりたいと考えております。

なお、特別土地保有税について、かけ込み期間を設けておるのではないかとというような疑問を持つてのお尋ねであります。この施行日を昭和四十八年七月一日といたしましたのは、新税が、取引の実態を確実に把握することのできる市町村にゆだねて、市町村税としたことにあります。したがって、市町村において、この法案が通りまして、すぐ明日からといひましても、これはやはり一応の準備期間が要りますので、最低の期間をこれに考慮をして、七月一日からということにいたしましたのが真相でありまして、なお、今後この御指摘のような一部土地につきましても、これはその土地の保有にかかる課税を行なつていくという方針であります。

それから農地の宅地並み課税について、政府提案に仕上がったことは不見識ではないか。私は一つの御指摘だと思はれますが、昨年の共産党を除く各党による一年間の暫定措置という、議院の法修正がございました。そのときに御指摘がございましたので、農地の課税についての研究会に委嘱を

して、A案、B案——時間の関係もありますから、もう御承知でしょうから詳細説明することは避けませんが、政府は二つの案を答申いただいたわけでありまして。これに基づいて立法措置を講じておつたわけでありまして、昨年の経緯等にかんがみまして、国会尊重という意味も含めて、しばらく国会側の考慮、判断ということも考えられたいという要請が私も自治省にもあつたわけでありまして。そこで、もしこの話し合いが、たとえば年度内につかない場合には、現在の法律が現存してあります。もとより、現存する法律を尊重することは政府のたてまえですから、たてまえ論を言いますならば、各党間の話し合いがつかないれば、これは一年間の暫定措置がとられておつたわけでありまして、これが消えて本法に戻ることになるわけでありまして、政府といたしましては一応差しかえのない状況になっておるといふことは、念のために申し上げておきたいと思はれます。

それから地方財政計画によつて、特に市町村税の伸びが低い、そこで事務所・事業所税、こういった税構想があつたがその後どうしたんだというところ、これにつきましては慎重に検討を加え、なお現在に至つておるといふのが率直な実情でございます。それは課税団体をどういふ形にするのか、また課税標準、特に課税標準を具体的にどういふふう位置づけるか、このあたりなおなお慎重に検討を要する点があります。それはばかりか、

地方中核都市構想や、いわゆる列島改造税制と申しまするか、そういったものも一応の関連がありますので、来年度発足ということにはなりませんでしたが、これは今後にかけて十分ひとつ検討をし、実現の方向、実行の方向で検討を進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

なお、法定外普通税の創設とか不均一課税を行なうより地方税法を改正しろ、こういうお尋ねであります。法定外普通税につきましては、国、地方を通ずる租税負担の適正水準の確保、二重課税の防止、経済の安定成長等を担保する見地から、その創設については許可を必要といたしておりますが、支障のない場合には、もうすべてこれは許可をしております。また、不均一課税の制度は、地方団体において、その区域内における租税負担の具体的公平のために認められておるものであることは御承知のとおりであります。そこで、地方団体は、法令に違反しない——違反しないというこの条件、そういうみずからの判断に基づいて行なうことができるということになっておるわけでありまして、いまあらためて法改正の必要はない、こういうふうに思います。

地方債の許可制度を廃止すべきではないか。これは「当分の間」というただし書きになっておるわけでありまして、これは、地方債の場合、国と地方の財政をやはり自治省が一括してこれが調整をはかっていくということは、いつの場合にも必要だと思えます。また、第二番目には、このごろ

過密過疎の問題が好むと好まざるによりず現実にあるわけですから、これをどう解消するかというのがあるわけですが、いま政府の苦心して対策をしておるところであります。この地方債についても、特に縁故債等におきましては、取得しやすい市町村は比較的簡単に取得できる。取得しにくい過疎地帯などはなかなか取得がむずかしい。まあ過疎債とか辺地債などでカバーはいたしておるもの、やはりこれは、手の及ぶ市町村、及ばない市町村等を十分調整する意味からも、当分の許可制度が望ましい。また、三番目には、地方財政の健全性というものをやはり自治省が十分把握しておるというところは、今後福祉行政を推進してまいります。たまたまからいって、当分は必要である、こういう見解に立っておるものでございます。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 総理大臣、自治大臣から詳細なお答えがございましたから、私は特に申し上げることもないようでございますが、私が強調したいと思ふことは、ただいまいろいろの角度から御質問がございましたが、政府におきましては、自治省と大蔵省がますます緊密一体になりまして地方公共団体の行政が円滑に執行されるように、これを一番の念願にいたしておるところでございます。四十八年度の予算編成にあたりまして、一番先に地方財政計画との関係を取り上げまして、自治省との間の考え方を一致を

させ、そして相協力いたしまして各般の措置をさばいてきておるわけでございます。この関係が非常に円滑にいておりますことについては御安心をいただきたいと思ひます。

そこで、ただいま、国が地方行政をがんばらめにする、大蔵省はけしからぬではないかというような趣旨のお尋ねがございましたが、一例をあげますと、いわゆる地方の過重負担と申しますか、超過負担と申しますか、この点につきましては、最も大切も相協力して実態調査をいたしまして、最も大切な六つの事項について、その共同調査の結果を四十八年度と四十九年度の二カ年で解消するよう、四十八年度の国の予算も編成しておるわけであり。その中には、御承知のとおり、国の補助率の引き上げを含みまして、基準面積や単価やいろいろの点が取り上げられております。やうなわけで、がんばりがらめにするなどということは毛頭考えておりません。

同時に、地方債につきましても、ただいま自治大臣から御説明がありましたとおりであります。特に、最近の状況におきましては、縁故債の問題が市町村等におかれましては非常に御心の深い問題であります。この縁故債の問題を含めまして、地方債の消化、あるいはその円滑な執行ということについては、大蔵省としては地方部局をもあげまして、あとう限りの協力をいたしておるような状況にございます。

さて、その次は、交付税率の問題でございます

が、これは時間の関係もございまいし、よから、詳しく申し上げてしかるべきでございますが、ただいま自治大臣からお話ございましたが、この交付税率というものは私はきわめて重大な問題であると思ひます。この点については、自治大臣からもお話ございましたように、当面これを引き上げるといふようなことは考えておりません。

それからその次は第四点、租税の特別措置、これと地方税へのはね返り等についてのお尋ねでございます。先ほど来申しておりますように、慢性化になつたり既得権化することがないように合理的な改廃をすべきものと考えております。これがまず第一点で、四十八年度国の予算においては、その合理的な改廃につとめておることは御承知のとおりでございます。

第二は、国税の租税特別措置の中には、地方税においても同様の措置を講ずることが適当と考えられるものもございまして、また、国税の特別措置の影響を地方税で回避することが困難なものもございまして、これらの事情を十分検討いたしました。個々の特別措置において地方税にも及ぼすことが妥当か、回避することが妥当か、これは問題のそれぞれの立場、性質におきまして、十分に検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(森八三三君) 藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇、拍手〕

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度地方財政計画について)及び地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○藤原房雄君 私は、公明党を代表して、たたいま説明のありました昭和四十八年度地方財政計画、並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問を行なうものであります。

田中内閣は、日本列島改造論を掲げ、決断と実行を旗じるしに登場し、国民からは大きな期待が寄せられたにもかかわらず、一年足らずで早くも日本経済に不安を招き、ひいては四十八年度地方財政に危機感を与えようとしておるのであります。特に、昭和四十八年度における地方財政計画の大きな問題は、計画策定後に起こったドル切り下げや円の変動相場移行、相次ぐ外国為替市場の閉鎖など、一連の通貨問題が与える景気変動からくる影響であります。

去る四十六年度の途中で起きた円切り上げで、地方財政は二千億円の減収になったのであります。これから見てもわかるように、法人事業税、軽油引取税などの地方税、また、国税三税の三二%を配分される地方交付税などは、いずれも景気の変動により相当減収が予想されるのであります。したがって、来年度の地方財政計画は、計画と実態との間にかんがりの狂いが生ずることは、当然予想しなくてはならないところであります。このような現状からして、国際経済環境の急速な悪化、円再切り上げ等の影響で地方税、地方交付税の減収が生じた場合、政府はどのように地方財政

の確立、強化に対処するのか。

さらに、こうしただきびしい事態に対しては、地方債の増発、借入れ金措置等、こそくな手段によらず、交付税率の大幅な引き上げ、もしくは、地方交付税制度の抜本的な改革をなし、地方の自主財源強化の方途を講じて、地方財政の強化を推進すべきと思うが、この点について、総理並びに大蔵大臣の明確なる答弁を求めらるものであります。

次に、人口急増地域問題についてお伺いしたい。

大都市周辺の人口急増市町村では、義務教育学校の施設整備をはじめとし、公園、街路、上下水道、保育園、幼稚園などの生活関連施設整備が急がれているのは、周知の事実となっております。私も、これに対する財政特別措置の必要性を前々から主張してまいりました。しかし今回は、人口急増市町村に対して義務教育学校施設整備の補助率を引き上げただけであります。生活関連施設の整備を強調していること及びの地方財政計画の策定方針に照らし合わせても、立ちおくれの著しい人口急増市町村に対する財政特別措置法を立法化するべきであると考え、政府の所信を伺いたいのであります。

質問の第三は、地方公営企業についてであります。その中で、特に経営の悪化を招いている交通事業再建についてであります。すさまじい勢いで進むモータリゼーションにより交通渋滞はますます悪化し、年々バスや路面電車の速度は落ちるばかりであります。東京や大阪を走るバスの平均スピードは時速十二キロを切っております。一般的にバスの採算に見合った速度は十六キロから十八キロといわれております。こうした交通渋滞によるノロノロ運転や定時制の混乱が、バスや路面電車の乗客数の減少を招き、同時に運行単価をつり上げる結果となっております。四十六年度末の累積赤字を見ると、バスが八百五十三億円、地下鉄が六百三十四億円、路面電車が四百三十二億円と合計一千九百十八億円となり、さらに、四十七年には、赤字が上積みされ、確実に二千億円を上回るものと見られるのであります。ところが、政府は、このような公共交通の現状に対して、四十八年度予算の中で、路面交通に対し、過去の赤字については、再建債を発行してその金利の一部国庫で負担し、また、現に進行している路面交通の機能低下、赤字の増大に対する措置としては、バス購入費について、わずかな補助を行なっているにすぎません。政府は、このような徴々たる措置で、路面交通の赤字再発防止ができると思っているのでしょうか。

地下鉄への建設補助金の補助率も、二分の一から三分の二に引き上げておりますが、過密都市の路面交通に対しても思い切った対策が必要であると思えます。また、路面交通の赤字の再発を防止するため、渋滞道路の全域にバスレーンを設置して、バスの機能を回復することであり、運営費等

についても、補助金制度を確立すべきと思うが、自治大臣、大蔵大臣、運輸大臣より御答弁をお願いしたいのであります。

また、公営、民営、国鉄を問わず、大量公共交通機関の全般にわたって、都市交通はいかにあるべきかを洗い直す必要があると思うが、総理に、これについての構想をお示し願いたいのであります。

質問の第四は、超過負担の解消についてであります。従来から、超過負担に対しては国と地方とが見解を異にしており、多くの問題が残されております。去る昭和四十三年度予算編成の際に、地方財政対策の最終段階において、当時の水田大蔵大臣と赤沢自治大臣との間に、四十六年をめぐって、超過負担解消についての覚え書きが取りかわされ、これに基づいて超過負担解消措置が講ぜられたのであります。しかし、これらの措置は全く焼け石に水の感があり、このようなことから再び大蔵、自治、関係省庁の三省による共同調査の結果に基づいて、四十八年度から二カ年で解消することがきまったようであり、超過負担は国と地方との財政秩序を乱し、地方財政を不当に圧迫するものであります。今日、超過負担はすでに二千億円をこえるといわれております。しかるに、地方財政計画にあらわれた超過負担の解消措置は、わずかに二百八十三億円を計上しているにすぎません。政府は、二百八十三億円というだけの措置で、

四十八年度の拡大された福祉優先を主眼とする公共事業の推進が、地方自治体に不当な財政負担を課することなく達成できると考えているのででしょうか。しかも、最近の著しい地価の高騰、さらに、建築資材等の値上がりにより地方自治体は将来の計画も立たない状態であります。このような現況から、今後超過負担がますますふえることは必定であります。政府は、この点について、正確な認識を持ち、抜本的な措置を講じなければ、住民福祉のための公共事業は失敗するおそれがあります。総理はこの問題をどうとらえているのか、所見を伺いたいのであります。

質問の第五は、電気ガス税についてであります。電気ガスは申すまでもなく、今日の住民生活には欠かすことのできないものであります。これに課税する電気ガス税は、悪税と言わねばなりません。前佐藤総理も、電気ガス税は悪税であると明言されておりますが、田中総理、あなたはどのように考えておられるか、伺いたいのであります。

さらに、今回は、十年ぶりに税率を引き下げてはいるものの、このような悪税は撤廃すべきであります。総理の答弁を伺いたいのであります。

最後に、固定資産税について伺います。

今回の地方税法改正案では、住宅用の固定資産税は評価額の二分の一で課税することとなっております。住宅用の宅地については、宅地評価の著しい値上がり状況から見て、その課税標準となる価

格をさらに引き下げるべきであると思いがどうか。また、サラリーマンなどが所有している住宅用地と企業や大地主が所有している利益を生ずる事業用の用地との間に不公平のないよう適切な処置を講ずる考えがあるかどうか伺いたいので、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 地方財政対策についてはまず申し上げますが、先ほども申し上げましたように、最近の経済の実勢から見まして、四十八年度の地方財政計画を修正する必要があるものと考えております。

なお、交付税率の引き上げ等特別の措置を必要とするとは現在考えておりません。それから地方公営企業の再建問題等に対しての御発言にお答えをいたしますが、大都市における、過密地域における公共交通事業等非常に困難な状態にあることは十分承知をいたしております。地方公共団体の自主的努力だけでは経営の健全化をはかることは困難な状態にある、このため国におきましても、総合的な対策を緊急に講ずることとし、四十八年度予算においてできるだけ財政措置を講ずることにはいたしましたわけでございますが、この地方公営企業の赤字対策だけではなく、都市における交通そのものを抜本的に検討しなけりやならない問題が起こっておりますのでございます。高速度鉄道をつくらうとしても、また通勤鉄道をつくらうとしても、土地の問題、たいへ

んな問題がございます。これらの問題を総合的にやはり検討して、国も地方公共団体も住民も一体になって、都市の合理的な交通体系の整備というものに結論を出さなければならぬということ、国民各位の深い理解と協力をいただきたい、こう考えておるのでございます。

超過負担につきましては、毎年度の予算編成に際しまして、いわゆる超過負担が生じないように配慮をしてきたところでございますが、四十八年度予算におきましても、四十七年度に実施をした関係各省による実態調査の結果に基づきまして、計画的に超過負担を解消することにいたしておるわけでございます。

次は、電気ガス税の問題でございますが、電気ガス税につきましては、その消費の実態、地方財政の状況等を考慮しながらその軽減について検討してまいったわけでございます。四十八年度においては、現行税率七%から六%に引き下げるとともに、免税点の引き上げを行なったわけでございますが、この問題に対して現内閣はどう考えておるのかということでございますが、これは、くしくも一〇%の税率を私が池田内閣の大蔵大臣時代に三年間にわたって三%引き下げたわけでございます。昭和三十八年、三十九年、昭和四十年年度予算において各一%ずつ引き下げて七%にしたわけでございます。ところが、その後、有力な地方財源としてなかなかこれを引き下げることができなかつたわけでありまして、私がちやうど大

蔵大臣の職を辞したその年から七%に据え置きになって七、八年ばかりきたわけでございますが、今度せっかく新しい内閣も編成したのでございませうから、これは二%引き下げたいと思つていろいろ努力をしたのですが、いずれにしても、一%だけ引き下げようということで七%から六%になつたという歴史的経緯をひとつ御理解をいただきたい、こう思うわけでございます。

固定資産税につきましてはのお話がございましたが、住宅用地の固定資産税につきましては、今回の改正において課税標準をその価格の二分の一とする特例を設け、税負担の軽減をはかることにいたしましたわけでございます。

残余の問題につきましては、所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕
○国務大臣(江崎真澄君) お答えを申し上げます。

第一点の地方財政計画の修正の必要ありやいや、これはもう総理からお答えがあったとおりです。前の神沢さんにもお答え申し上げたとおりでございます。

なお、地方公共団体の特に過密地域、人口急増地域において措置しなければならぬ重要な問題が山積しておるじゃないか、学校はどうだ、下水道はどうだ、保育所の整備は、あるいはじんあい処理場は……、お説のとおり私どもも痛感を感じております。それぞれに対して懸命な協力を

国務大臣の報告に関する件(昭和四十八年度地方財政計画について)及び地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

分割、従来は八年分割でございましたものを六年にいたします。

また、特例債、これは建設債の利子借りかえ債でございますが、その利子補給の拡充もすることによりまして、地下鉄だけの計で申しましても百五十億円という、困りましたしましては相当の努力を前向きに四十八年度予算の上で示したわけでございますが、今後どういふ考え方で協力をいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(新谷寅三郎君) 大都市における交通が非常に渋滞しております、国民の方々に御迷惑をかけておりますことは、まことに遺憾にたえません。これを打開いたしますためには、各交通機関にはそれぞれ非常な特色がございますから、その特色を生かしまして、バス、地下鉄、私鉄、国鉄等の大量公共輸送機関を十分に活用いたしますことによつて、国民に便利で快適な輸送サービスを提供するように配慮をしなければならぬと考えておるのでございます。この場合、国鉄及び私鉄につきましては都市間の旅客輸送、大都市の通勤通学輸送、地下鉄につきましては大都市内の交通、バスにつきましては都市鉄道の補完、地域住民の足の確保というような観点に重点を置きまして、それぞれその機能を十分に発揮させるように措置することが必要であると考えております。

これらの国鉄、地下鉄、私鉄、バス等につきましては、四十八年度予算におきましていろいろの財政

措置を講じておりますことにつきましては、いま大蔵大臣から詳しくお述べになったとおりでございます。

一つ補足をして申し上げますが、御質問の中に、過密都市における路面交通対策についてお触れになりました。特に、バス事業についてお触れになったように聞いたのでございますが、この問題につきましては、運輸省におきまして、大量公共輸送機関としてのバスの機能を回復、向上せしめるために、昨年の末にバス専用レーン、優先レーンの設定とか、路線網の再編成、それから、都市用の車両の開発などを内容いたしました。大都市バス輸送改善対策を策定いたしましたのでございます。今後この対策に基づきまして、各都市ごとに具体的にその計画をきめまして、関係機関の協力のもとに、おおむね五カ年を目途にいたしましてその達成をはかることにならしてしております。(拍手)

○副議長(森八三二君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(森八三二君) 日程第四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。

審査報告書

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し、よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月六日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十七年十二月二十七日付の人事院勧告を実施するため、北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に計算する額を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十七年度に必要な経費は、約一億四千万円である。

附帯決議

積雪寒冷地帯における公務員の生活の実態にかんがみ、今後における燃料価格の動向を含む寒冷

増償費の実情等について十分検討を行ない、定額

分および加算額の増額ならびに基準日後の世帯区分の変更等に応ずる支給額の調整について考慮すべきである。

なお、寒冷地手当の支給地域区分について継続して検討を行ない、その不均衡の改善措置を講ずべきである。右決議する。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年三月二日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

甲 地	三六、八〇〇円	二四、五三〇円	一九、八七〇円	九、九三〇円
乙 地	三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円	一八、二〇〇円	九、一〇〇円

に改める。

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

2 この法律による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

〔高田浩運君登壇、拍手〕

○高田浩運君 たいま議題となりました法律案は、昨年十二月二十七日の国家公務員の寒冷地手当についての人事院勧告を完全実施するため、北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額を、甲地及び乙地についてそれぞれ引き上げ、昭和四十七年八月三十一日の基準日から適用しようとするものであります。

委員会におきましては、今回、定額分を引き上げなかった理由、加算額引き上げの根拠、世帯区分の変更に応ずる支給額の調整等について質疑が行なわれましたが、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) この際、日程に追加して、

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長

長植木光教君。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月七日

議院運営委員長 植木 光教

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の任期満限または衆議院の解散により退職した国会議員の秘書が一定期間内に再び秘書となつた場合に支給する期末手当及び勤勉手当について所要の是正を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴い必要な経費は、昭和四十七年度において約三千七百八十五万円である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十八年三月一日

衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第四条第一項中「次条」を「第四項又は次条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 前条第二項後段の規定は、前項の在職期間を計算する場合について準用する。

4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月一日から十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日在職する国会議員の秘書は、それぞれ十二月二日又は六月二日からその満限に達した日又は解散の日までの期間におけるその者の在職期間に就して前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当として受ける。

5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたものが、第一項に規定する勤勉手当を受けることとなるときは、その者の受ける勤勉手当の額は、第二項の規定による勤勉手当の額から前項の規定により受けた勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、前項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項の規定による勤勉手当の額以上である場合には、第一項の規定による勤勉手当は支給しない。

第五条中「前二条の期末手当及び」を「第三条の期末手当及び前条第一項の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 三月二日、六月二日又は十二月二日前四十日に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五月十五日又は十一月十五日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合においては、その満限に達した日又は解散の日において、その満限に達した日又は解散の日、六月二日又は十二月二日以後に、かつ、当該満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び国会議員の秘書となつたものは、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとみなし、第三条の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条第一項後段の規定により受けた昭和四十七年十一月十三日の衆議院の解散に係る勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条第四項の規定により受けた勤勉手当とみなす。

〔植木光教君登壇、拍手〕

○植木光教君 ただいま議題となりました法律案は、第一に、国会議員の秘書の勤勉手当にかかる在職期間の計算上、議員の任期満限または衆議院の解散により退職し、四十日以内に再び秘書となつたものは、その期間引き続きその職にあつたものとすることとし、第二に、期末、勤勉手当の基準日前に、議員の任期満限または衆議院の解散により退職し、基準日後に行なわれた選挙後直ちに再び秘書となつたものに対し、基準日まで引き続き在職したものとみなして、これらの手当を支給することとし、その他、これらの措置に伴う所要の整理を行なおうとするものでありまして、昭和四十七年十一月十三日から適用しようとするものであります。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十三分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|---------------|
| 議長 | 河野 謙三君 |
| 副議長 | 森 八三二君 |
| 議員 | 塩出 啓典君 喜屋武眞榮君 |

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 野末 和彦君 | 山田 勇君 | 石本 茂君 | 佐藤 隆君 |
| 内田 善利君 | 藤原 房雄君 | 林田悠紀夫君 | 安田 隆明君 |
| 栗林 卓司君 | 藤井 恒男君 | 源田 実君 | 長谷川 仁君 |
| 青島 幸男君 | 原田 立君 | 二木 謙吾君 | 玉置 和郎君 |
| 中村 利次君 | 高田 浩運君 | 山内 一郎君 | 宮崎 正雄君 |
| 上林繁次郎君 | 矢追 秀彦君 | 津島 文治君 | 小笠 公韶君 |
| 三木 忠雄君 | 阿部 憲一君 | 堀本 宜実君 | 大森 久司君 |
| 木島 則夫君 | 萩原幽香子君 | 白井 眞君 | 植木 光教君 |
| 峯山 昭範君 | 田代富士男君 | 青木 一男君 | 植竹 春彦君 |
| 柏原 ヤス君 | 黒柳 明君 | 木内 四郎君 | 杉原 荒太君 |
| 松下 正寿君 | 中沢伊登子君 | 上原 正吉君 | 剣木 亨弘君 |
| 川上 為治君 | 熊谷太三郎君 | 古池 信三君 | 塚田十一郎君 |
| 中尾 辰義君 | 渋谷 邦彦君 | 重宗 雄三君 | 鬼丸 勝之君 |
| 鈴木 一弘君 | 宮崎 正義君 | 鈴木 省吾君 | 増田 盛君 |
| 田淵 哲也君 | 高山 恒雄君 | 矢野 登君 | 志村 愛子君 |
| 温水 三郎君 | 二宮 文造君 | 高橋 邦雄君 | 柴立 芳文君 |
| 多田 省吾君 | 白木義一郎君 | 古賀雷四郎君 | 黒住 忠行君 |
| 小平 芳平君 | 向井 長年君 | 河本嘉久蔵君 | 初村瀧一郎君 |
| 村尾 重雄君 | 小山邦太郎君 | 渡辺一太郎君 | 世耕 政隆君 |
| 中村 登美君 | 松岡 克由君 | 斎藤 寿夫君 | 星野 重次君 |
| 斎藤 十朗君 | 中西 一郎君 | 高橋雄之助君 | 菅野 儀作君 |
| 君 健男君 | 細川 護熙君 | 佐田 一郎君 | 佐藤 一郎君 |
| 原 文兵衛君 | 橋本 繁蔵君 | 寺本 広作君 | 久保田藤麿君 |
| 中村 禎二君 | 棚辺 四郎君 | 木村 陸男君 | 柳田桃太郎君 |
| 竹内 藤男君 | 永野 鎮雄君 | 船田 謙君 | 岩動 道行君 |
| 長屋 茂君 | 若林 正武君 | 町村 金五君 | 高橋文五郎君 |
| 松垣徳太郎君 | 小林 国司君 | 岡本 悟君 | 徳永 正利君 |
| 亀井 善彰君 | 長田 裕二君 | 鹿島 俊雄君 | 米田 正文君 |

柴田 栄君	大谷藤之助君
大竹平八郎君	江藤 智君
伊藤 五郎君	平井 太郎君
安井 謙君	後藤 義隆君
迫水 久常君	吉武 恵市君
塩見 俊二君	山本敏三郎君
船嶺 一郎君	伊部 真君
田 英夫君	川野辺 静君
金井 元彦君	片山 正英君
梶木 又三君	工藤 良平君
嶋崎 均君	今泉 正二君
岩本 政一君	前川 且君
杉原 一雄君	園田 清充君
山本茂一郎君	藤田 正明君
平泉 涉君	沢田 政治君
野々山一三君	大橋 和孝君
杉山善太郎君	楠 正俊君
土屋 義彦君	内藤善三郎君
西村 尚治君	松永 忠二君
森中 守義君	西村 関一君
林 虎雄君	平島 敏夫君
山本 利壽君	山下 春江君
中村 英男君	阿具根 登君
山崎 昇君	田口長治郎君
八木 一郎君	羽生 三七君
藤原 道子君	鶴園 哲夫君
鈴木 強君	片岡 勝治君
辻 一彦君	佐々木静子君

須原 昭二君	加藤 進君
小谷 守君	神沢 浄君
鈴木美枝子君	竹田 四郎君
安永 英雄君	松本 英一君
和田 静夫君	塚田 大願君
田中寿美子君	川村 清一君
中村 波男君	鈴木 力君
森 勝治君	星野 力君
小林 武君	瀬谷 英行君
矢山 有作君	西ヶ久保重光君
渡辺 武君	須藤 五郎君
竹田 現照君	占部 秀男君
横川 正市君	戸叶 武君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完君
小野 明君	田中 一君
足鹿 覺君	成瀬 幡治君
藤田 進君	秋山 長造君
野坂 参三君	
内閣総理大臣	田中 角榮君
法務大臣	田中伊三次君
大蔵大臣	愛知 揆一君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	新谷寅三郎君
自治大臣	江崎 真澄君

国務大臣	坪川 信三君
(総理府)総務長	
国務大臣	小坂善太郎君
(経済企画)庁長	
内閣法制局長官	吉園 一郎君
大蔵省主税局長	高木 文雄君
大蔵省理財局長	橋口 收君
運輸政務次官	佐藤 文生君
議長の報告事項	
去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許した。	
青島 幸男君	
喜屋武眞榮君	
青島 幸男君	
喜屋武眞榮君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
青島 幸男君	
喜屋武眞榮君	
同日公害対策及び環境保全特別委員会において当選した理事は左の通りである。	
理事 杉原 一雄君 (伊部真君の補欠)	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	
同日公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案	
同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長	

は即日これを委員会に付託した。

屋外広告物法の一部を改正する法律案 建設委員会に付託

日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 通信委員会に付託

同日本院は、人事官に島田巽君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に山縣昌夫君及び吉識雅夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君及び土屋清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に三浦義男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、左記の者を鉄道建設審議会委員に任命したいので、鉄道敷設法第六条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(昭和四十七年十二月二十一日任期満了による再任)

(同) 荒木茂久二

(同) 五島 昇

(同) 駒井健一郎

(同) 日向 方齊

(同) 西村健次郎

(同) 田實 渉

(同) 麻生平八郎

(同日任期満了の加藤閔男の後任)

片岡 文重

同日内閣を經由して郵政大臣から、放送法第三十八條第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十六年度業務報告書およびこれに付する同大臣の意見を受領した。

去る三日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

船員保険法の一部を改正する法律案

昨六日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 竹内 藤男君 (上田稔君の補欠)

理事 松本 英一君 (西ヶ久保重光君の補欠)

欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十八年三月七日 参議院会議録第八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)